

○宇都宮大学学則

(昭和30年2月16日)

改正	昭30～昭63 省略	平元 規程第4号	平元 規程第13号
	平元 規程第28号	平2 規程第3号	平2 規程第15号
	平3 規程第1号	平3 規程第5号	平3 規程第12号
	平3 規程第35号	平3 規程第39号	平3 規程第44号
	平4 規程第3号	平4 規程第8号	平4 規程第13号
	平5 規程第4号	平5 規程第7号	平6 規程第3号
	平6 規程第84号	平7 規程第6号	平8 規程第30号
	平9 規程第16号	平10 規程第2号	平10 規程第47号
	平11 規程第5号	平11 規程第14号	平11 規程第25号
	平12 規程第51号	平13 規程第12号	平14 規程第5号
	平14 規程第24号	平14 規程第29号	平15 規程第4号
	平16 規程第50号	平16 規程第110号	平17 規程第6号
	平17 規程第44号	平17 規程第65号	平18 規程第4号
	平18 規程第40号	平18 規程第49号	平18 規程第64号
	平18 規程第65号	平18 規程第75号	平18 規程第80号
	平19 規程第2号	平19 規程第50号	平19 規程第51号
	平20 規程第1号	平21 規程第16号	平22 規程第2号
	平22 規程第9号	平22 規程第61号	平22 規程第91号
	平23 規程第6号	平23 規程第8号	平24 規程第16号
	平25 規程第19号	平26 規程第10号	平27 規程第28号
	平28 規程第76号	平29 規程第18号	平成30年 規程第30号
	平成31年 学則第1号	平成31年 学則第3号	令和2年 学則第1号
	令和2年 学則第2号	令和2年 学則第3号	令和3年 学則第1号
	令和3年 学則第3号	令和4年 学則第2号	令和4年 学則第3号
	令和5年 学則第2号	令和5年 学則第3号	令和6年 学則第1号
	令和6年 学則第3号	令和7年 学則第1号	令和8年 学則第1号

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等(第1条—第1条の3)

第2節 構成(第2条—第13条)

第3節 収容定員(第14条)

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法(第15条—第20条の8)

- 第2節 学年及び休業日(第21条—第22条)
- 第3節 入学, 退学, 転学及び留学(第23条—第35条の2)
- 第4節 休学及び除籍(第36条・第37条)
- 第5節 卒業及び学位(第38条・第39条)
- 第6節 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第40条—第45条)
- 第7節 科目等履修生, 特別聴講学生及び研究生(第46条—第48条の2)
- 第8節 外国人学生(第49条)
- 第9節 公開講座(第50条)
- 第10節 学生寮(第51条)
- 第11節 賞罰(第52条・第53条)
- 第12節 全学講義(第54条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

(本学の目的)

- 第1条 宇都宮大学(以下「本学」という。)は, 学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して, 知的, 道徳的及び応用的能力を展開させ, 真理と正義を愛する人格を育成して, 人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。
- 2 本学は, 学部, 学科又は課程ごとに, 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について, 別に履修規程で定め, 公表するものとする。
- 3 本学は, 前2項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ, 教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより, 教育研究等の水準の向上を図ることに努めるものとする。

(自己評価等)

- 第1条の2 本学は, その教育研究水準の向上を図り, 前条の目的及び社会的使命を達成するため, 本学における教育及び研究, 組織及び運営並びに施設及び設備の状況について, 別に定めるところにより, 自ら点検及び評価を行い, その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果について, 本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

(教育研究等の状況の公表)

- 第1条の3 本学は, 本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

第2節 構成

(学部, 学科・課程, 学系及びコース)

第2条 本学に、次の学部を置く。

データサイエンス経営学部

地域デザイン科学部

国際学部

共同教育学部

工学部

農学部

2 各学部に、次の学科・課程を置く。

学部	学科・課程
データサイエンス経営学部	データサイエンス経営学科
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科
	建築都市デザイン学科
	社会基盤デザイン学科
国際学部	国際学科
共同教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	基盤工学科
農学部	フロンティア食品科学科
	生物生産イノベーション科学科
	環境システム科学科
	エコロジカル社会経済学科

3 工学部基盤工学科に、コースを置く。

(大学院)

第2条の2 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

教育学研究科

2 大学院に関しては、本章に定めるもののほか大学院学則の定めるところによる。

(附属学校)

第3条 本学に、次の附属学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校

共同教育学部附属中学校

共同教育学部附属特別支援学校

2 共同教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。

(学部附属施設)

第3条の2 本学に、次の学部附属施設を置く。

地域デザイン科学部附属地域デザインセンター
 国際学部附属多文化公共圏センター
 工学部附属ものづくり創成工学センター

第3条の3 削除

(機構)

第3条の4 本学に、次の機構を置く。

研究推進機構
 大学教育推進機構
 地域創生推進機構

第3条の5 本学に、次の機構が統括する教育研究施設を置く。

研究推進機構 バイオサイエンス教育研究センター
 オプティクス教育研究センター
 ロボティクス・工農技術研究所
 機器分析センター

大学教育推進機構 基盤教育センター
 教学マネジメント企画室
 教職センター

地域創生推進機構 未来農学共創センター
 データサイエンスセンター
 社会共創促進センター
 宇大アカデミー
 イノベーション支援センター

(共同利用)

第3条の6 前条に掲げる未来農学共創センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同施設)

第3条の7 本学に、次の学内共同施設を置く。

アドミッションセンター
 高大連携オフィス
 留学生・国際交流センター
 就職・キャリア支援センター
 DE&I 推進センター
 情報通信基盤センター
 保健管理センター

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第5条から第13条まで 削除

第3節 収容定員

(収容定員)

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第15条 本学においては、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、4年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第15条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、基盤教育科目及び専門教育科目とする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(共同教育課程)

第15条の3 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科・課程の教育課程の一部とみなして、当該学科・課程及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。

(共同教育学部の共同教育課程の編成)

第15条の4 共同教育学部の教育課程は、群馬大学との共同教育課程とし、本学及び群馬大学並びにそれぞれの共同教育学部及び学校教育教員養成課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第15条の2第2項に定める区分に従って本学及び群馬大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の5 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(基盤教育)

第 15 条の 6 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 15 条の 7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修方法等)

第 16 条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

第 17 条 専門教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第 17 条の 2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表 2 のとおりとする。

(修業年限)

第 18 条 修業年限は、4 年とする。

2 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより修得した単位数その他を勘案して、相当期間を修業年限の 2 分の 1 の範囲内で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第 18 条の 2 在学期間は、8 年を超えることができない。ただし、第 26 条、第 26 条の 2 又は第 27 条の規定により入学を許可された者については、次の表に定める期間を超えることができない。

入学した年次	在学期間
第 2 年次	7 年
第 3 年次	6 年
第 4 年次	5 年

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。
(単位の基準)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 各授業科目は、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができるものとする。
 - (5) 前号に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えない範囲とする。ただし、卒業要件の単位が124単位を超えるときは、卒業要件の単位から64単位を控除した単位数を超えない範囲とする。
 - (6) 各授業科目は、外国において履修させることができるものとし、第4号の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - (7) 各授業科目は、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。
- 2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議(以下「学部教授会等」という。)の議を経て、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、考査の上、合格した者に単位を与えるものとする。

- 2 考査は、試験、論文、報告書等により行う。

(履修科目の登録の上限)

第20条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績の評価)

第 20 条の 3 履修した授業科目成績の評価については、別に定める。ただし、必要と認める場合は、合、不合の評語をもって行い、合を合格とすることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 20 条の 4 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目(共同教育課程における授業科目を除く。)について修得した単位(休学期間中を含む。)を、60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合(いずれの場合においても、休学期間中に履修する場合を含む。)について準用する。

3 共同教育学部の学生が、群馬大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 20 条の 5 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める(平成 3 年文部省告示第 68 号)学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数については、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条の 6 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条第 1 項に定める科目等履修生及び第 2 項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、編入学、再入学及び転部の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 20 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(単位の取扱い)

第20条の7 前3条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

(特別の課程)

第20条の8 第20条の8 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学の学生以外の者で、本学が編成する特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。
- 3 その他特別の課程に関し必要な事項は別に定める。

第2節 学年及び休業日

(学年及び授業期間)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(開学記念日)

第21条の2 本学の開学記念日は、11月22日とする。

(休業日)

第22条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第117号)に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業

- 2 前項第3号、第4号及び第5号の期間は、学長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育上必要があると認める場合には、休業日に授業を行うことができる。

第3節 入学、退学、転学及び留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(選抜試験)

第24条 入学を志願する者に対しては、学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、選抜試験を行い、入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学資格)

第25条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び同法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条に定められた者とする。

(編入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で別表1に掲げる第3年次編入学定員に係る編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第3項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者(外国の短期大学を卒業した者を含む。)
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (8) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 他の大学に2年以上在学している者又は在学した者
- (10) 大学の学芸学部又は教育学部の2年課程を修了した者
- (11) 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者で、第3年次に編入学できる資格を有するもの

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間は2年以上とし、既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第26条の2 前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 前条第1項第3号から第8号まで及び第10号に掲げる者
- (2) 他の大学に在学中の者又は在学した者

(3) 学校教育法施行規則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間の通算については、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

3 入学前に在学した学校における既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

(学士入学)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者で学士入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1) 本学の一学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入学しようとするもの

(2) 他の大学を卒業した者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

2 第26条第2項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。

(再入学)

第28条 第34条第1項により退学した者で、再入学を願い出たものについては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

2 再入学者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第29条から第31条まで 削除

(転部)

第32条 学内で、他の学部転部を志願する者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の規定により、転部を許可された者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て、学長が認定する。

(転科)

第33条 学部内で、他の学科に転科を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(退学及び転学等)

第34条 退学しようとする者又は他の大学に転学若しくは入学しようとする者は、理由を具して願い出なければならない。

2 前項の願い出に対しては、学長が許可する。

(志願の手続)

第35条 第24条、第26条から第28条まで及び第32条から第34条までの志願は、別に定める手続によらなければならない。

(留学)

第 35 条の 2 外国の大学等に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第 18 条に規定する修業年限及び第 18 条の 2 に規定する在学期間に算入する。

第 4 節 休学及び除籍

(休学)

第 36 条 疾病その他の理由により、3 か月以上にわたり修学することができない場合は、願い出により、学長が休学を許可する。

2 疾病のため修学することが適当でないと認めるときは、学長が当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることがある。

3 休学期間は 1 年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

4 休学期間が終了したとき又は休学期間中においてその理由がやんだときは、学長の許可を得て復学することができる。

5 休学した期間は、修業年限に算入しない。

6 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

(除籍)

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予が許可となった者で所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないもの

(3) 授業料その他所定の学費納入を怠る者

(4) 休学期間が 4 年を超える者

(5) 在学期間が 8 年を超える者

(6) 1 年以上行方不明となった者

(7) 死亡した者

第 5 節 卒業及び学位

(卒業)

第 38 条 卒業の要件は、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得しなければならない。ただし、本学に 3 年以上在学した者が、124 単位以上を優秀な成績で修得したと認める場合には、3 年以上の在学でその卒業を認めることができる。

2 卒業の認定は、各学部の定める基準に合格した者について行う。

(学位の授与)

第 39 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第 6 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等)

第 40 条 学部の検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は, 別に定める。

2 科目等履修生及び研究生の検定料, 入学料, 授業料及び特別聴講学生の授業料の額及び徴収方法等は, 別に定める。

(検定料)

第 40 条の 2 入学を志願する者は, 検定料を納入しなければならない。

2 本学の学部における入学者選抜において, 出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い, その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合で, 第 1 段階目の選抜の不合格者が検定料の返還を申し出たときは, 第 2 段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

3 個別学力検査等出願後に大学入学共通テスト受験科目の不足等により出願資格がないことが判明した者が検定料の返還を申し出たときは, 前項に規定する第 2 段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

4 その他学長が必要と認めたときは, 検定料を返還するものとする。

5 前 3 項に規定する場合を除き, 既納の検定料は, いかなる理由があっても返還しない。

(入学料)

第 41 条 合格の通知を受けた者は, 入学料を所定の期日までに納入しなければならない。

ただし, 入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては, 免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間, 入学料の徴収を猶予する。

2 入学料を所定の期日までに納入しない者は, 入学を許可しない。

3 既納の入学料は, いかなる理由があっても返還しない。

(授業料)

第 42 条 授業料は, 次の期間に納入しなければならない。

前期分 4月1日から5月31日まで

後期分 10月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず, 学生の申出があつたときは, 前期に係る授業料を徴収するときに, 当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前期分に係る授業料を納付するときに当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が, 9月30日以前に休学又は退学した場合には, 後期分の授業料相当額を返還するものとする。

4 前項に規定する場合を除き, 既納の授業料は, いかなる理由があっても返還しない。

(退学者等の授業料)

第 43 条 退学, 転学又は除籍の場合には, 別に定めるもののほか, その期の授業料は徴収する。

2 停学中においても, 授業料は徴収する。

(休学者の授業料)

第44条 休学中の授業料は、徴収しない。ただし、休学の開始日が第42条第1項で定める納付期限の翌日を超える場合は、その期の授業料を徴収する。

(寄宿料)

第44条の2 寄宿料は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

3 前項に規定する場合を除き、既納の寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第45条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めるとき又はその他やむを得ない事情があると認めるときは、願い出により入学料、授業料及び寄宿料を免除し又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程は、別に定める。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとするものがあるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第47条 削除

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該大学等との協議に基づき、当該学部教授会等の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究指導を受けようとする者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第48条の2 削除

第8節 外国人学生

(外国人学生)

第49条 外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより、学長が入学を許可する。

第9節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学は、法令の定めるところにより、公開講座を開設する。

- 2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第10節 学生寮

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を設ける。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第11節 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、優れた業績又は行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 本学の学生で、本学の秩序を乱し、学則命令に違背し、その他学生の本分に反する行為のあったものについては、当該学部教授会の議を経て学長が、懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学とする。
3 停学期間は、修業年限に算入しない。

第12節 全学講義

(全学講義)

第54条 学生の一般的教養を高め、かつ、総合的に知見を培うため、全学講義を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、昭和30年4月1日から施行する。
2 昭和24年10月制定の宇都宮大学学部通則は、この学則の施行の日から廃止する。

中略

附 則(平6 規程第84号)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の中欄に掲げる学科の収容定員は、平成7年度においては、同表の右欄のとおりとする。

学部	学科	平成7年度
工学部	建設学科	340 ₇
	情報工学科	340 ₁
		10

附 則(平7 規程第6号)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成8年度から平成10年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成8年度	平成9年度	平成10年度

工学部	機械システム工学科	385	390	390
	応用化学科	420	420	415
	情報工学科	335	330	325

附 則(平8 規程第30号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成9年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成9年度	平成10年度	平成11年度
国際学部	国際社会学科	205	210	210
	国際文化学科	205	210	210
工学部	機械システム工学科	385	380	375
	電気電子工学科	375	370	365
農学部	生物生産科学科	488	484	480
	農業環境工学科	166	164	162
	農業経済学科	182	180	178
	森林科学科	166	164	162

附 則(平9 規程第16号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成10年度から平成12年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
工学部	機械システム工学科	365	360	355
	電気電子工学科	355	350	345
	建設学科	335 _┐ 20	330 _┐ 20	325 _┐ 20
	情報工学科	320 _┘	320 _┘	320 _┘
農学部	生物生産科学科	472	468	464
	農業環境工学科	158	156	154
	農業経済学科	174	172	170
	森林科学科	158	156	154

附 則(平10 規程第2号)

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平10 規程第47号)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 平成 11 年 3 月 31 日に教育学部に置かれている各課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 11 年 3 月 31 日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第 2 条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 11 年度から平成 13 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
教育学部	従前の課程	小学校教員養成課程	480	320	160
		中学校教員養成課程	210	140	70
		養護学校教員養成課程	60	40	20
	新設の課程	学校教育教員養成課程	150	300	450
		生涯教育課程	35	70	105
		環境教育課程	25	50	75

- 5 改正後の別表 1 の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成 11 年度においては次のとおりとする。

学部	学科	平成 11 年度
農学部	生物生産科学科	472 <small>ㄱ</small>
	農業環境工学科	158 <small>ㄴ</small> 10
	農業経済学科	174 <small>ㄴ</small>
	森林科学科	158 <small>ㄴ</small>

附 則(平 11 規程第 5 号)

この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平 11 規程第 14 号)

この規程は、平成 11 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平 11 規程第 25 号)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の本則第 18 条第 2 項及び第 38 条第 1 項ただし書の規定は、この規程の施行の日前から引き続き本学に在学する者(同日前に本学に在学し、同日以後に再び本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。)については、適用しない。
- 3 改正後の別表 1 の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成 12 年度から平成 14 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
工学部	機械システム工学科	345 <small>ㄱ</small>	340 <small>ㄱ</small>	340 <small>ㄱ</small>

	電気電子工学科	345┆	340┆	340┆
	応用科学科	390┆ 50	380┆ 60	370┆ 60
	建設学科	320┆	310┆	305┆
	情報工学科	320┆	320┆	320┆
農学部	生物生産科学科	459┆	450┆	445┆
	農業環境工学科	153┆ 20	150┆ 20	149┆ 20
	農業経済学科	169┆	166┆	165┆
	森林科学科	153┆	150┆	149┆

- 改正後の別表2の規定は、平成12年4月1日以降の入学から適用し、それ以外の者については、なお従前の例によることができる。
- 前項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度の第3次編入学生については、なお従前の例によることができる。

附 則(平12 規程第51号)

- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 改正後の別表2の規定は、平成13年4月1日以降の入学から適用し、それ以外の者については、なお、従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、平成13年度及び平成14年度の第3年次編入学生についてはなお、従前の例による。

附 則(平13 規程第12号)

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成14年度	平成15年度	平成16年度
農学部	生物生産科学科	440┆	430┆	425┆
	農業環境工学科	147┆ 30	144┆ 40	142┆ 40
	農業経済学科	164┆	162┆	161┆
	森林科学科	147┆	144┆	142┆

附 則(平14 規程第5号)

この規程は、平成14年5月8日から施行する。

附 則(平14 規程第24号)

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 第37条及び第41条の改正規定は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学から適用する。

- 3 改正後の別表2の規定は、平成15年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平14 規程第29号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成15年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成15年度	平成16年度	平成17年度
工学部	機械システム工学科	334 ㄱ	328 ㄱ	322 ㄱ
	電気電子工学科	334 ㄱ	328 ㄱ	322 ㄱ
	応用化学科	353 ㄱ 60	346 ㄱ 60	339 ㄱ 60
	建設学科	295 ㄱ	290 ㄱ	285 ㄱ
	情報工学科	314 ㄱ	308 ㄱ	302 ㄱ

附 則(平15 規程第4号)

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

附 則(平16 規程第50号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平16 規程第110号)

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則(平17 規程第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平17 規程第44号)

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則(平17 規程第65号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第4号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第40号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平18 規程第49号)

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 64 号)

この規程は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 65 号)

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 75 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 80 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 19 規程第 2 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 20 条の 3 の規定は、平成 20 年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 20 年度及び平成 21 年度の第 3 年次編入学生については、なお従前の例による。

附 則(平 19 規程第 50 号)

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平 19 規程第 51 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 20 規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項、第 3 条の 3、第 25 条及び第 26 条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 11 号並びに第 26 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 27 条第 1 項第 3 号の改正規定は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 20 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(平 21 規程第 16 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 21 年 3 月 31 日に教育学部に置かれている各課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 21 年 3 月 31 日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第 2 条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教育学部	従前の課程			
	生涯教育課程	105	70	35
	環境教育課程	75	50	25
	新設の課程			
	総合人間形成課程	60	120	180

附 則(平 22 規程第 2 号)

この規程は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(平 22 規程第 9 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 22 規程第 61 号)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、平成 22 年度入学者及び平成 24 年度第 3 年次編入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平 22 規程第 91 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平 23 規程第 6 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 23 規程第 8 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条の 2 第 2 項の規定は、平成 23 年度からの再入学者から適用する。

附 則(平 24 規程第 16 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 25 規程第 19 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 25 年 3 月 31 日に農学部には置かれている生物生産科学科は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日に生物生産科学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 生物生産科学科及び改正後の第 2 条第 2 項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次のとおりとする。なお、第 3 年次編入学の収容定員は、農学部全学科で 40 名とする。

学部	学科		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
農学部	従前の学科	生物生産科学科	315	210	105
	新設の学科	生物資源科学科	70	140	210
		応用生命化学科	35	70	105

附 則(平 26 規程第 10 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27 規程第 28 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28 規程第 76 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部に置かれている総合人間形成課程及び工学部に置かれている建設学科は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 28 年 3 月 31 日に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 改正後の別表 1 の規定にかかわらず、次表の学科・課程の収容定員は、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域デザイン 科学部	コミュニティデザイン学科	50	100	150
	建築都市デザイン 学科	50	100	153(うち 3 年次編 入学 3)
	社会基盤デザイン	40	80	123(うち 3 年次編

	学科			入学 3)
国際学部	国際社会学科	205(うち 3 年次編 入学 10)	200(うち 3 年次編 入学 10)	195(うち 3 年次編 入学 10)
	国際文化学科	205(うち 3 年次編 入学 10)	200(うち 3 年次編 入学 10)	195(うち 3 年次編 入学 10)
教育学部	学校教育教員養成 課程	620	640	660
	総合人間形成課程	180	120	60
工学部	機械システム工学 科	316ㄱ	316ㄱ	316ㄱ
	電気電子工学科	316ㄷ	316ㄷ	316ㄷ
	応用化学科	332ㄷ 60	332ㄷ 60	332ㄷ 56
	建設学科	210ㄷ	140ㄷ	70ㄷ
	情報工学科	296ㄴ	296ㄴ	296ㄴ
農学部	生物資源科学科	273ㄱ	266ㄱ	259ㄱ
	応用生命化学科	137ㄷ	134ㄷ	131ㄷ
	農業環境工学科	137ㄷ 40	134ㄷ 40	131ㄷ 38
	農業経済学科	156ㄷ	152ㄷ	148ㄷ
	森林科学科	137ㄴ	134ㄴ	131ㄴ

- 5 平成 28 年 3 月 31 日以前に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成 28 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平 29 規程第 18 号)

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日に国際学部には置かれている各学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成 29 年 3 月 31 日に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 従前の学科及び改正後の第 2 条の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
国際学部	従前の 学科	国際社会 学科	155(うち 3 年次編 入学 10)	105(うち 3 年次編 入学 10)	50(うち 3 年次編入 学 5)

		国際文化 学科	155(うち3年次編 入学10)	105(うち3年次編 入学10)	50(うち3年次編入 学5)
	新設の 学科	国際学科	90	180	280(うち3年次編 入学10)

- 5 平成29年3月31日以前に従前の学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成30年 規程第30号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 学則第1号)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に工学部に置かれている各学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成31年3月31日に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 従前の学科及び改正後の第2条第2項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度までは、次のとおりとする。

学部	学科		平成31年 度	平成32年 度	平成33年度	
工学 部	従前の学 科	機械システム工学 科	237	158	79	
		電気電子工学科	237	158	79	26
		応用化学科	249	166	83	
		情報工学科	222	148	74	
	新設の学 科	基盤工学科	315	630	971(うち3年次編入学2 6)	

- 平成31年3月31日以前に従前の学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 農学研究科は、改正後の第2条の2の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 31 年 学則第 3 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に教育学部に置かれている課程（以下「従前の課程」という。）は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 令和 2 年 3 月 31 日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第 2 条の規定により新設された共同教育学部の総定員は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 4 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
教育学部	学校教育教員養成課程	510	340	170
共同教育学部 (群馬大学共同教育学部)	学校教育教員養成課程 (学校教育教員養成課程)	170 (190)	340 (380)	510 (570)

附 則(令和 2 年 学則第 2 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 学則第 3 号)

この学則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際学研究科及び工学研究科は、改正後の第 2 条の 2 の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(令和 3 年 学則第 3 号)

この学則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 学則第 2 号)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 学則第 3 号)

- 1 この学則は、令和 4 年 10 月 19 日から施行する。

- 2 改正後の学則は、施行日以前の入学者にも適用する。

附 則(令和5年 学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年 学則第3号)

この学則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年 学則第1号)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科・課程の収容定員は、令和6年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
データサイエンス経営学部	データサイエンス経営学科	55	110	168 (うち3年次編入学3)
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	197	194	191
	建築都市デザイン学科	203 (うち3年次編入学6)	200 (うち3年次編入学6)	197 (うち3年次編入学6)
	社会基盤デザイン学科	163 (うち3年次編入学6)	160 (うち3年次編入学6)	157 (うち3年次編入学6)
国際学部	国際学科	374 (うち3年次編入学20)	368 (うち3年次編入学20)	362 (うち3年次編入学20)
工学部	基盤工学科	1,287 (うち3年次編入学52)	1,262 (うち3年次編入学52)	1,237 (うち3年次編入学52)
農学部	生物資源科学科	247┐	242┐	237┐
	応用生命化学科	126┐	124┐	122┐
	農業環境工学科	126┐ 36	124┐ 36	122┐ 33
	農業経済学科	141┐	138┐	135┐
	森林科学科	125┘	122┘	119┘

- 3 令和6年3月31日以前に第53条第2項により退学した者については、改正後の第28条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年 学則第3号)

この学則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年 学則第1号)

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年 学則第1号)

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に農学部に置かれている各学科（以下「従前の学科」という。）は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 令和8年3月31日に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 従前の学科及び改正後の第2条第2項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
農学部	従前の学科	生物資源科学科	174	116	58
		応用生命化学科	90	60	30
		農業環境工学科	90	60	30
		農業経済学科	99	66	33
		森林科学科	87	58	29
	新設の学科	フロンティア食品科学科	37	74	111
		生物生産イノベーション科学科	56	112	168
		環境システム科学科	51	102	153
		エコロジカル社会経済学科	36	72	108

- 5 令和8年3月31日以前に従前の学科に入学した者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

別表1(第14条関係)

収容定員（群馬大学共同教育学部を含む。）

学部	学科・課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
データサイエンス経営学部	データサイエンス経営学科	55	3	226
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	47		188
	建築都市デザイン学科	47	3	194
	社会基盤デザイン学科	37	3	154
国際学部	国際学科	84	10	356
共同教育学部	学校教育教員養成課程	170		680

	(群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程)	(190)		(760)
工学部	基盤工学科	290	26	1,212
農学部	フロンティア食品科学科	37	7	1487
		56	7	2247
	生物生産イノベーション科学科 環境システム科学科	51	15	204730
	エコロジカル社会経済学科	36	7	1447
計		910	60	3,760

備考

- (1) () で記載するものは、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員を示す。
- (2) 合計の数字には、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まない。

別表2(第17条の2関係)

教員免許状の種類及び免許教科

学部	学科・課程	教員免許状の種類	免許教科
国際学部	国際学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
共同教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者に関する教育の領域)(聴覚障害者に関する教育の領域)(知的障害者に関する教育の領域)(肢体不自由者に関する教育の領域)(病弱者に関する教育	

		の領域)	
工学部	基盤工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
農学部	フロンティア食品科学科	高等学校教諭一種免許状	理科，農業
	生物生産イノベーション科学科	高等学校教諭一種免許状	理科，農業
	環境システム科学科	高等学校教諭一種免許状	理科，農業
	エコロジカル社会経済学科	高等学校教諭一種免許状	農業

○宇都宮大学学位規程

(昭 41 規程第 8 号)

改正	昭 48 規程第 14 号	昭 51 規程第 3 号
	昭 52 規程第 20 号	昭 59 規程第 5 号
	昭 59 規定第 12 号	昭 60 規程第 13 号
	平 3 規程第 37 号	平 4 規程第 2 号
	平 6 規程第 38 号	平 10 規程第 51 号
	平 12 規程第 11 号	平 12 規程第 29 号
	平 12 規程第 36 号	平 16 規程第 1 号
	平 19 規程第 7 号	平 22 規程第 62 号
	平 25 規程第 3 号	平 25 規程第 46 号
	平 27 規程第 23 号	平 28 規程第 53 号
	平 31 規程第 7 号	令和 2 年 規程第 6 号
	令和 3 年 規程第 61 号	令和 6 年 規程第 53 号
	令和 8 年 規程第 34 号	

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、宇都宮大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士とする。

2 前項の学位授与に当たっては、次の表に掲げる学部又は研究科ごとに、それぞれの学位に専攻分野の名称を付記するものとする。

学部又は研究科名	授与する学位及び付記する専攻分野名
データサイエンス 経営学部	学士(経営情報学)
地域デザイン科学 部	学士(コミュニティデザイン学), 学士(工学)
国際学部	学士(国際学)
共同教育 学部	学士(教育学)
工学部	学士(工学)
農学部	学士(農学)
地域創生	修士(学術), 修士(農学), 修士(工学), 修士(国際学), 修士(光

科学研究科	工学)，修士（分子農学），修士（経営情報学），博士（学術），博士（農学），博士（工学），博士（国際学），博士（光工学）
教育学研究科	教職修士(専門職)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、宇都宮大学学則(以下「学則」という。)の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、宇都宮大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者に授与することができる。

5 教職修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により、修士の学位を受けようとする者は、修士論文を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

(博士論文の提出等)

第4条の2 第3条第3項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

(1) 博士論文

(2) 博士論文の内容の要旨

(3) 論文目録

2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、所定の学位授与申請書に前項の各号に掲げる書類及び履歴書を添えて、学長に申請するものとする。

3 前項の規定により、学位の授与を申請する者は、論文審査手数料として、別に定める額を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合には、論文審査手数料を免除することができる。

(学位論文)

第4条の3 提出又は申請する修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。
(学位審査の期間)

第4条の4 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与の申請があったときは、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、専攻教授会又は研究科委員会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経てその期間を延長することができる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返還)

第4条の5 提出又は申請のあった学位授与申請書及び論文等並びに納入された学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位審査の付託)

第4条の6 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与申請書を受理したときは、ただちに研究科長に学位授与の可否について審査を付託する。

(審査及び最終試験等の付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理又は前条の審査を付託されたときは、学位論文の審査並びに大学院学則第24条及び第25条に規定する最終試験又は学力の確認(以下「最終試験等」という。)を研究科委員会等に付託する。

(審査委員)

第6条 研究科委員会等は、前条により審査を付託されたときは、次のとおり取り扱う。

(1) 修士の学位授与の審査にあつては、当該研究科の博士前期課程の研究指導を担当する教員のうちから4人以上(教授1人以上を含む。)の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行わせる。

(2) 博士の学位授与の審査にあつては、当該研究科の博士後期課程の研究指導を担当する教員のうちから5人以上(教授3人以上を含む。)の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験等を行わせる。

2 前項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会等が必要と認めた場合は、他の研究科等の教員を審査委員に加えることができる。

3 第1項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会等が必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員、研究員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連ある科目について口述又は筆記の方法により行う。

(学力の確認)

第7条の2 学力の確認は、口述又は筆記試験によって行う。ただし、博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者については、当該研究科委員会の定める年限内に限り、口述又は筆記試験を免除することができる。

(審査終了の報告)

第7条の3 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び最終試験等の結果を文書により研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の審議)

第8条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議する。

2 前項の審議は、研究科委員会委員等の構成員(長期出張中及び休職・休業中の者、その他当該研究科委員会等が特に認めた事由のため出席することが出来ない構成員を除く。)の3分の2以上の賛成がなければならない。

(卒業認定結果の報告)

第8条の2 学部長は、当該学部所属学生の卒業認定の結果について、文書により学長に報告する。

(審査結果の報告)

第9条 研究科長は、第8条の結果に第7条の3に定める書類を添付し、文書により学長に報告する。

(学位の授与)

第10条 学長は、前2条の報告に基づき、学位の授与を決定し、学位を授与する者にはこれを授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

2 学位の授与は、別紙様式1, 2, 3, 4, 5又は6による「学位記」により行う。

(博士論文要旨等の公表)

第10条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第10条の3 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「宇都宮大学」と明記するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第 11 条の 2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 月以内に、学位規則第 12 条の定める様式により文部科学大臣に報告する。

(学位授与の取消し)

第 12 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与をうけた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会等が前項の決定をする場合には、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第 13 条 学位記の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならぬ。

附 則

この規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則(昭 51 規程第 3 号)

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭 52 規程第 20 号)

この規程は、昭和 53 年 1 月 23 日から施行する。

附 則(昭 59 規程第 5 号)

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭 59 規定第 12 号)

この規程は、昭和 59 年 10 月 17 日から施行する。

附 則(昭 60 規程第 13 号)

この規程は、昭和 61 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平 3 規程第 37 号)

この規程は、平成 3 年 9 月 11 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平 4 規程第 2 号)

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 6 規程第 38 号)

この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平 10 規程第 51 号)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 12 規程第 11 号)

この規程は、平成 12 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平 12 規程第 29 号)

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平 12 規程第 36 号)

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 16 規程第 1 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 19 規程第 7 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 22 規程第 62 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 25 規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(平 25 規程第 46 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与した場合については、改正後の第 10 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日において、平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与された者については、改正後の第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平 27 規程第 23 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28 規程第 53 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 31 規程第 7 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行の日において平成31年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年 規程第6号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、令和2年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(令和3年 規程第61号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、令和3年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(令和6年 規程第53号)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、令和6年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(令和8年 規程第34号)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、令和8年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

別紙様式1(第10条第2項関係)

学位記

[別紙参照]

別紙様式2(第10条第2項関係)

学位記

[別紙参照]

別紙様式3(第10条第2項関係)

学位記

[別紙参照]

別紙様式4(第10条第2項関係)

学位記

[別紙参照]

別紙様式5(第10条第2項関係)

学位記

[別紙参照]

別紙様式6(第10条第2項関係)

学位記

[別紙参照]

別紙様式 1 学位記 (第10条第2項関係)

日本語 (規格 A 4判)

宇都宮大学		経 地 国第 工 農 号
学 位 記		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div>	(本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科△△所定の課程を修めたことを認める		
宇 都 宮 大 学 〇 〇 学 部 長 氏 名 ⑩		
本学〇〇学部長の認定により卒業したことを認め 学士 (□□) の学位を授与する		
年 月 日		
宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ⑩		

備考 △△には、該当する学系またはコースの名称を記載する。

□□には、付記する専攻分野の名称を記載する。

英語（規格 A4判）

No. _____
<p>Utsunomiya University Certificate of Degree</p>
<p>I certify that the person named below has successfully completed the course of study in the Department of <u>学科名（該当する学系またはコースの名称）</u>, <u>学部名</u>.</p>
<p>Name: <u>学位取得者の氏名</u> Date of Birth: <u>学位取得者の生年月日</u> Nationality: <u>学位取得者の国籍</u></p>
<p><u>学部長の署名及び氏名</u> Dean, <u>学部名</u> Utsunomiya University</p>
<p>Upon the recommendation of the Dean of the <u>学部名</u>, the degree of <u>学士学位の名称</u> in <u>学科名</u> was conferred on <u>学位取得者の氏名</u> on <u>学位授与年月日</u>.</p>
<p><u>学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>宇都宮大学印</p> </div>

備考 国立大学法人宇都宮大学組織等の英語表記に関する規程に定める組織等の英語表記を記載する。

別紙様式2 学位記（第10条第2項関係）

日本語（規格 A4判）

宇都宮大学	
共教第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div>	（本籍（都道府県名）） 氏 名 年 月 日生
宇都宮大学及び群馬大学の共同教育学部学校教育教員養成課程 所定の課程を修めたことを認める	
宇都宮大学共同教育学部長	群馬大学共同教育学部長
氏 名 ㊟	氏 名 ㊟
宇都宮大学共同教育学部長及び群馬大学共同教育学部長の認 定により卒業したことを認め学士（教育学）の学位を授与する	
年 月 日	
宇 都 宮 大 学 長	群 馬 大 学 長
氏 名 ㊟	氏 名 ㊟

英語（規格 A4判）

No. _____					
<p>Utsunomiya University Certificate of Degree</p> <p>We certify that the person named below has satisfactorily fulfilled the requirements for the Schoolteacher Training Course, Cooperative Faculty of Education.</p> <p>Name: <u>学位取得者の氏名</u> Date of Birth: <u>学位取得者の生年月日</u> Nationality: <u>学位取得者の国籍</u></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <u>宇都宮大学共同教育学部長の署名及び氏名</u> Dean, Cooperative Faculty of Education Utsunomiya University </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <u>群馬大学共同教育学部長の署名及び氏名</u> Dean, Cooperative Faculty of Education Gunma University </td> </tr> </table> <p>Upon the recommendation of the Dean of the Cooperative Faculty of Education, the degree of</p> <p style="text-align: center;">Bachelor of Education in Schoolteacher Training</p> <p>was conferred on <u>学位取得者の氏名</u> on <u>学位授与年月日</u>.</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div> </td> <td style="width: 35%; border: none;"> <u>宇都宮大学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University </td> <td style="width: 35%; border: none;"> <u>群馬大学長の署名及び氏名</u> President Gunma University </td> </tr> </table>	<u>宇都宮大学共同教育学部長の署名及び氏名</u> Dean, Cooperative Faculty of Education Utsunomiya University	<u>群馬大学共同教育学部長の署名及び氏名</u> Dean, Cooperative Faculty of Education Gunma University	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div>	<u>宇都宮大学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University	<u>群馬大学長の署名及び氏名</u> President Gunma University
<u>宇都宮大学共同教育学部長の署名及び氏名</u> Dean, Cooperative Faculty of Education Utsunomiya University	<u>群馬大学共同教育学部長の署名及び氏名</u> Dean, Cooperative Faculty of Education Gunma University				
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div>	<u>宇都宮大学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University	<u>群馬大学長の署名及び氏名</u> President Gunma University			

備考 国立大学法人宇都宮大学組織等の英語表記に関する規程に定める組織等の英語表記を記載する。

別紙様式3 学位記（第10条第2項関係）

日本語（規格 A4判）

宇都宮大学	
地修第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"> 宇都宮大学印 </div>	（本籍（都道府県名）） 氏 名 年 月 日生
<p>本学大学院地域創生科学研究科〇〇専攻△△の博士前期課程を修了したので 修士（□□）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊦	

備考 △△には、該当する学位プログラムの名称を記載する。
 □□には、付記する専攻分野の名称を記載する。

英語（規格 A4判）

No. _____	
<p>Utsunomiya University Certificate of Degree</p> <p>Upon the satisfactory fulfillment of the prescribed requirements for the degree in the Graduate School of Regional Development and Creativity, the person named below was conferred the degree of</p> <p style="text-align: center;"> <u>修士学位の名称</u> in <u>専攻名</u> (学位プログラム名) </p> <p>on <u>学位授与年月日</u>.</p> <p>Name: <u>学位取得者の氏名</u> Date of Birth: <u>学位取得者の生年月日</u> Nationality: <u>学位取得者の国籍</u></p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>宇都宮大学印</p> </div>	<p><u>学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University</p>

備考 国立大学法人宇都宮大学組織等の英語表記に関する規程に定める組織等の英語表記を記載する。

別紙様式 4 学位記 (第10条第2項関係)

日本語 (規格 A 4 判)

宇都宮大学	
地博第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 宇都宮大学印 </div>	(本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生
<p> 本学大学院地域創生科学研究科〇〇専攻△△の博士後期課程を修了したので 博士 (□□) の学位を授与する </p>	
年 月 日	
宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ④	

備考 △△には、該当する学位プログラムの名称を記載する。
 □□には、付記する専攻分野の名称を記載する。

英語（規格 A4判）

No. _____
Utsunomiya University Certificate of Degree
Upon the satisfactory fulfillment of the prescribed requirements for the degree in the Graduate School of Regional Development and Creativity, the person named below was conferred the degree of
<u>博士学位の名称</u> in <u>専攻名</u> (学位プログラム名)
on <u>学位授与年月日</u> .
Name: <u>学位取得者の氏名</u>
Date of Birth: <u>学位取得者の生年月日</u>
Nationality: <u>学位取得者の国籍</u>
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 20px auto;">宇都宮大学印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"><u>学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University</div>

備考 国立大学法人宇都宮大学組織等の英語表記に関する規程に定める組織等の英語表記を記載する。

別紙様式5 学位記（第10条第2項関係）

日本語（規格 A4判）

宇都宮大学	
地博第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div>	（本籍（都道府県名）） 氏 名 年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので 博士（□□）の学位を授与する	
年 月 日	
宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊟	

備考 □□には、付記する専攻分野の名称を記載する。

英語（規格 A4判）

No. _____
<p>Utsunomiya University Certificate of Degree</p> <p>Upon the satisfactory fulfillment of the prescribed requirements for the degree in the Graduate School of Regional Development and Creativity, the person named below was conferred the degree of</p> <p style="text-align: center;"> <u>博士学位の名称</u> in <u>専攻名</u> </p> <p>on <u>学位授与年月日</u>.</p> <p>Name: <u>学位取得者の氏名</u> Date of Birth: <u>学位取得者の生年月日</u> Nationality: <u>学位取得者の国籍</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>宇都宮大学印</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p><u>学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University</p> </div> </div>

備考 国立大学法人宇都宮大学組織等の英語表記に関する規程に定める組織等の英語表記を記載する。

専攻名は、学位授与の審査が行われる研究科における専攻のうち、当該論文の内容に関係の深い領域に係る専攻の名称を記載する。

別紙様式 6 学位記 (第10条第2項関係)

日本語 (規格 A 4 判)

宇都宮大学	
教職修第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 宇都宮大学印 </div>	(本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生
<p>本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の専門職学位課程を修了したので 教職修士 (専門職) の学位を授与する</p>	
年 月 日	
宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊦	

英語（規格 A 4 判）

No. _____	
Utsunomiya University Certificate of Degree	
Upon the satisfactory fulfillment of the prescribed requirements for the degree in the Graduate School of Education, the person named below was conferred the degree of	
Master of Education for Professional Development in Professional Teacher Education	
on <u>学位授与年月日</u> .	
Name: <u>学位取得者の氏名</u>	
Date of Birth: <u>学位取得者の生年月日</u>	
Nationality: <u>学位取得者の国籍</u>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 宇都宮大学印 </div>	<u>学長の署名及び氏名</u> President Utsunomiya University

備考 国立大学法人宇都宮大学組織等の英語表記に関する規程に定める組織等の英語表記を記載する。

○宇都宮大学農学部履修規程

(昭和30年3月17日)

改正	昭31 規程第18号	昭35 規程第9号	昭39 規程第3号
	昭40 規程第9号	昭42 規程第8号	昭43 規程第21号
	昭52 規程第7号	昭55 規程第9号	昭56 規程第9号
	昭57 規程第15号	昭58 規程第13号	昭59 規程第18号
	昭60 規程第16号	昭61 規程第17号	昭62 規程第24号
	昭63 規程第25号	平元 規程第25号	平3 規程第2号
	平3 規程第43号	平4 規程第22号	平5 規程第18号
	平6 規程第70号	平6 規程第87号	平7 規程第10号
	平8 規程第37号	平9 規程第15号	平10 規程第91号
	平11 規程第22号	平11 規程第36号	平12 規程第62号
	平13 規程第34号	平14 規程第17号	平15 規程第14号
	平17 規程第41号	平18 規程第38号	平19 規程第33号
	平20 規程第83号	平21 規程第31号	平21 規程第35号
	平22 規程第79号	平23 規程第22号	平24 規程第28号
	平24 規程第45号	平25 規程第6号	平26 規程第4号
	平27 規程第1号	平27 規程第12号	平28 規程第85号
	平28 規程第85号	平29 規程第88号	平29 規程第88号
	平成30年 規程93号	平成31年 規程第12号	令和2年 規程第14号
	令和3年 規程第19号	令和4年 規程第18号	令和5年 規程第11号
	令和6年 規程第19号	令和7年 規程第45号	令和8年 規程第49号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮大学学則第1条第2項、第17条、第19条、第20条の2及び第38条の規定に基づき、農学部(以下「本学部」という。)の教育研究上の目的、授業科目、単位数及び履修方法その他必要な事項を定める。

(学科)

第2条 本学部に、次の学科を置く。

フロンティア食品科学科
 生物生産イノベーション科学科
 環境システム科学科
 エコロジカル社会経済学科

(教育課程等)

第2条の2 教育課程を次のとおり編成する。

(1) 授業科目の区分は、基盤教育科目及び専門教育科目とする。

(2) 農学部履修表は、別表1のとおりとする。

2 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより行う。

(学部及び学科の目的)

第2条の3 本学部は、次の各号の人材を育成する。

(1) 未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない、地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成する。

(2) 農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる人材を養成する。持続的生物生産、環境の保全と修復、生命科学の発展と応用を共通の目標においた教育・研究を通して、地域社会並びに国際社会に貢献することのできる人材を育成する。

2 フロンティア食品科学科は、生物資源のさまざまな可能性、特に嗜好と健康に与える影響について明らかにし、加工による食品の機能強化や生物資源の持続的活用などの科学技術の発展のために、基本的かつ応用的な教育研究を行う。食品や食材などの新しい未来を開拓することで、持続可能で健全な食の推進など農学のポストハーベスト分野で社会に貢献することのできる行動的知性を備えた人材（技術者）を養成する。

3 生物生産イノベーション科学科は、動物・植物・昆虫・微生物・土壌を対象に生物生産の過程や仕組み、生命科学などについて理解を深めるとともに、そこで得た知識を実社会で活用することができるように、アクティブラーニングを導入した教育プログラムを提供する。農学関連分野においてイノベーションを創出できる行動的知性を備えた人材（技術者）を養成する。

4 環境システム科学科は、持続的かつ合理的な流域圏の基盤をデザインするための知識や技術を身につけ、農学分野の課題解決や発展に貢献することのできる行動的知性を備えた人材（技術者）を養成する。①田園空間の総合的デザインや食料生産環境システムの設計・制御に関わる専門技術者、②森林の木材生産と環境保全に関わる専門技術者を養成する。

5 エコロジカル社会経済学科は、食料やその生産基盤となる農林業に関する問題について、経済学や社会学など社会科学の領域から研究・教育を行う。農業生産や環境負荷、消費者ニーズ、循環社会、政策など幅広い専門知識や理論を理解し、誰一人取り残されることなく、十分な食料を確保し続けられる持続可能なエコロジカル社会に貢献することのできる行動的知性を備えた人材を養成する。

(授業科目、単位数、授業方法及び履修方法等)

第3条 基盤教育科目に係る授業科目、単位数及び履修方法等については、宇都宮大学基盤教育科目履修規程の定めるところによる。

第4条 本学部における専門教育科目に係る授業科目、単位数、授業方法、1単位の授業時間数及び履修方法については、別表2のとおりとする。

2 専門教育科目は、必修科目と選択科目を合わせて95単位以上を修得しなければならない。

3 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

4 前項に係る授業科目、単位数及び履修方法等については、別表3のとおりとする。

5 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格の取得については、別に定めるところによる。

(卒業単位等)

第5条 卒業の認定に関する単位数及びGPA基準値は、第3条及び前条第2項の単位を合わせて124単位以上を修得し、宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項第4条第2項に定める算式により得られた通算GPAが2.00以上とする。

(授業時間表及び公示)

第6条 毎期の授業科目、単位数、担当教員及び授業時間表は、始業1週間前に公示する。

(単位の基準)

第7条 本学部における単位の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間の授業時間数をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間から30時間、実験、実習及び実技は、30時間から45時間の範囲内の授業時間数をもって1単位とし、授業科目ごとに第4条第1項に規定する別表2で定める。

(履修授業科目の届出)

第8条 学生は、每期始業後2週間以内に履修しようとする授業科目を所定の手続により申し出て、授業科目担当教員の承認を得なければならない。

2 教育職員免許状取得に関し他学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部長及び当該学部長の許可を得なければならない。

(履修授業科目の登録の上限)

第8条の2 一学期に履修授業科目として登録することができる単位数の上限は、1年次生にあつては30単位とし、2年次生、3年次生及び4年次生にあつては24単位とする。

2 前項の規程にかかわらず、2年次生、3年次生及び4年次生のうち、直前の学期に優れた成績を修めた学生又は教授会が必要と認めた学生にあつては、上限を超えてその期の履修授業科目の登録を認めることができる。

(履修登録確認期間)

第8条の3 学生は、所定の期限までに履修登録の確認を行うものとする。

(履修中止)

第8条の4 所定の履修登録確認期限以降に事故・病気などで履修の継続ができない場合、又は履修中止がやむを得ないと認められる場合には、担当部署への申し出により授業科目担当教員の承認を得た上で、履修中止をすることができる。

(合格再履修)

第8条の5 「可」以上の評価となった授業科目を再度履修(合格再履修)する場合には、履修登録確認期限までに所定の手続を行わなければならない。

(履修授業科目の修了の認定及び成績評価)

第9条 履修授業科目の修了の認定は、試験、論文、報告書等により授業科目担当教員が評価を付けて行う。

2 成績の評価は、宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項に定めるところによる。

(試験)

第10条 定期試験は、毎期末に試験日時を公示して行う。

2 授業の出席時数が当該授業科目の総授業時数の3分の2に達しない者については、原則として受験資格を与えない。

附 則

この規程は、昭和30年4月1日から施行する。

中略

附 則(平8 規程第37号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成9年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成9年4月1日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表2に掲げる授業科目は第4項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
生物学(概論)	2	生物学(遺伝学)	2	
作物生産技術学	2	農作業論	2	
植物病原原核微生物学	2	植物原核微生物学	2	
農業実習 A	1	農業実習	1	
農業実習 B	2	農業実習	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
地質学概説	2	生物生産科学科植物生産学コース選択科目 B 群
層位学	2	生物生産科学科植物生産学コース選択科目 B 群
園芸生産技術学	2	生物生産科学科植物生産学コース選択科目 B 群

附 則(平 9 規程第 15 号)

- この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日において平成 10 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 平成 10 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
植物制御資材論	2	農薬学	2	
雑草生理生態学	2	雑草学汎論	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目	単位数	学科課程表の区分
草食動物学	2	生物生産科学科動物生産学コース選択科目 B 群

附 則(平 10 規程第 91 号)

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 11 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 11 年 4 月 1 日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
家畜生産学概論	2	動物管理学	2	
家畜生産学実習	2	動物管理実習 I	2	
学外施設実習(選択)	2	動物管理実習 II(選択)	2	
生物環境物理学概論	2	生物環境物理概論	2	
環境アセスメント論	2	環境アセスメント学	2	
森林化学 I	2	林産化学	2	
森林化学 II	2	樹木生化学	2	
森林化学 I 実験	1	林産化学実験	1	
森林化学 II 実験	1	樹木生化学実験	1	
ききのこバイオテクノロジー実験	1	きのこ栽培学実験	1	

附 則(平 11 規程第 22 号)

この規程は、平成 11 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平 11 規程第 36 号)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 12 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 3 平成12年4月1日以後に編入学，学士入学又は再入学した者については，当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち，別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は，同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
植物生産学実験 I	1	植物生産学実験 I	2	いずれか2単位
植物生産学実験 III	1			
植物生産学実験 IV	1			
応用力学 I	2	応用力学	2	
応用力学 II	2	応用力学演習	2	
農地工学	2	土壌工学	2	
熱力学	2	熱力・伝熱学	2	
伝熱工学	2	熱力・伝熱学演習	2	
農村エネルギー学	2	未利用資源工学	2	
資源・環境管理制度論	2	資源・環境管理法規	2	
マクロ経済学	2	近代経済学 II	2	
ミクロ経済学	2	近代経済学 I	2	
経済数学	2	農業金融論	2	
経営学	2	農業経営学 II	2	
農業経営学	2	農業経営学 I	2	
農業経済学	2	農業経済学概論	2	
日本経済史	2	経済史	2	
複式簿記論	2	農業複式簿記論	2	
農業統計学	2	農業統計学概論	2	
農業史	2	農業史 I	2	
経営管理論	2	意志決定支援システム論	2	
農政学	2	農政学 I	2	
農業経済事情	2	農業協同組合論	2	
農業経済分析入門 I	2	農業組織論	2	
農業経済分析入門 II	2	農業計量経済学	2	

農業経済社会学分析 I	3	比較農政論	2	
農業経済社会学分析 IV	3	日本地方財政論	2	
農業経済社会学分析 V	3	農業史 II	2	
農業経営情報学分析 I	3	外国農業経営論	2	
農業経営情報学分析 II	3	流通経済学	2	
農業経営情報学分析 III	3	農業情報学	2	
環境・資源経済学	2	土地経済論	2	
フードシステム論	2	農業関連産業論	2	
農業構造論	2	農政学 II	2	
森林計画学 I	2	森林計画学	4	
森林計画学 II	2			
野生鳥獣管理学	2	野生鳥獣管理学(1)	1	
		野生鳥獣管理学(2)	1	

附 則(平 12 規程第 62 号)

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 13 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 13 年 4 月 1 日以降に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
森林資源利用学実験 II	1	木材理学実験	1	
森林化学実験 I	1	木材加工学実験	1	
森林化学実験 II	1	森林化学 I 実験	1	
森林化学実験 III	1	森林化学 II 実験	1	
樹木組織実験 I	1	きのこバイオテクノロジー実験	1	

樹木組織学実験 II	1	木材細胞構造学実験	1	
------------	---	-----------	---	--

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目	単位数	学科課程表の区分
森林作業学	2	森林科学科選択科目

附 則(平 13 規程第 34 号)

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 14 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 14 年 4 月 1 日以降に編入学、学士入学又再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
昆虫機能学	2	蚕学	2	
食品システム工学	2	食品流通システム論	2	
農産流通工学	2	貯蔵工学	2	
園芸施設学	2	環境調節学	2	
植物環境工学	2	生物環境制御システム論	2	
有機廃棄物管理工学	2	有機廃棄物処理工学	2	
生物生産機械・環境工学実験 I	1	圃場機械実験	1	
生物生産機械・環境工学実験 II	1	環境調節学実験	1	
生物生産機械・環境工学実験 III	1	ホストハーベスト工学実験	1	
森林科学論 I	2	森林科学論	2	
森林基礎化学	2	森林化学 I	2	
森林化学	2	森林化学 II	2	
森林基礎生物学	2	森林資源植物学	2	

森林基礎経済学	2	森林政策学 I	2	
森林政策学	2	森林政策学 II	2	
森林基礎力学	2	森林工学	2	
森林植物学実験	1	森林資源植物学実験	1	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目	単位数	学科課程表の区分
動物内分泌学	2	生物生産科学科動物生産学コース選択科目 B 群
技術者倫理	1	農業環境工学科地域環境計画学コース選択 A 群農業環境工学科土壌・水環境工学コース選択 A 群農業環境工学科生産環境システム工学コース選択 A 群
環境化学	1	農業環境工学科地域環境計画学コース選択 A 群農業環境工学科土壌・水環境工学コース選択 A 群農業環境工学科生産環境システム工学コース選択 A 群
図学・設計製図	2	農業環境工学科地域環境計画学コース選択 B 群農業環境工学科土壌・水環境工学コース選択 B 群農業環境工学科生産環境システム工学コース選択 A 群
生物生産システム工学	2	農業環境工学科地域環境計画学コース選択 B 群農業環境工学科土壌・水環境工学コース選択 B 群農業環境工学科生産環境システム工学コース選択 A 群

※平成 12 年度入学者から適用する。

附 則(平 14 規程第 17 号)

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 15 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年 4 月 1 日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
比較農学・作物栽培学	2	作物栽培学	2	

附 則(平 15 規程第 14 号)

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 16 年 3 月 31 日以前から引き続き在学するについては、改正後の第 4 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 16 年 4 月 1 日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、改正後の第 4 条別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(平 17 規程第 41 号)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 17 年 3 月 31 日以前から引続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則(平 18 規程第 38 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 18 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日以降に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者にかかる規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、次の表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
農業と環境の科学	2	地域環境管理学	2	農業環境工学科
農業と環境の科学	2	農業原論	2	上記以外の学科
農学部コア実習	2	農業実習 A	2	農業環境工学科
農学部コア実習	2	農業実習 B	2	農業経済学科

農学部コア実習	2	演習林実習 I	1	森林科学科
		演習林実習 II	1	森林科学科
化学通論(前期)	2	化学通論	4	
化学通論(後期)	2			
細胞工学	2	昆虫生理学	2	
昆虫工学	2	昆虫利用学	2	
学術論文講読演習 I	1	学術論文講読演習	2	
学術論文講読演習 II	1			
応用生物化学実験 I	4	応用生物化学実験	9	
応用生物化学実験 II	5			
行政学	2	行政学概論	2	
海外森林事情	2	森林科学論 III	2	
森林病虫害論(病害)	1	森林病虫害論	2	
森林病虫害論(虫害)	1			
野生鳥獣管理学実習	1	野生鳥獣管理学実験	1	
森林資源利用学	2	パルプ製紙学	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
農業経営情報学分析 I	3	農業経済学科必修科目 B 群
農業経営情報学分析 II	3	農業経済学科必修科目 B 群
農業経営情報学分析 III	3	農業経済学科必修科目 B 群
農業経営情報学分析 IV	3	農業経済学科必修科目 B 群
農業経営情報学分析 V	3	農業経済学科必修科目 B 群
農業経営情報学分析 VI	3	農業経済学科必修科目 B 群
基礎実験	1	森林科学科選択科目群
治山砂防計画実習	1	森林科学科選択科目群

附 則(平 19 規程第 33 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 19 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 19 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。

- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表2に掲げる授業科目は、第4項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
応用昆虫学	2	応用昆虫学汎論	2	
植生制御論	2	植生制御資材論	2	
地域環境マネジメント論	2	資源・環境管理制度論	2	
国際協力と農村の持続的発展	2	国際開発計画論	2	
景観計画	2	景観計画学	2	
生物環境情報学	2	生物物性情報学	2	
施設構造物工学	2	施設物工学	2	
環境調節学	2	園芸施設学	2	
国際森林科学論	2	海外森林事情	2	
木材組織学	2	樹木組織学	2	
砂防工学	2	森林保全学	2	
森林計画学	2	森林計画学 I	2	
基礎実験 I	1	基礎実験	1	
樹木学実習	1	樹木学実験実習	1	
木材構造学	2	木材細胞構造学	2	
木材材料学	2	木材理学	2	
森林空間情報工学	2	木材リモートセンシング	2	
森林産業立地論	2	森林生産地域論	2	
木材材料学実験	1	森林資源利用学実験 II	1	
森林化学実験	1	森林科学実験 I	1	
砂防工学実習	1	治山砂防計画実習	1	

別表2(附則第6項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
基礎実験 II	1	森林科学科選択科目
農業経済学特別講義 VIII	2	農業経済学科選択科目

附 則(平 20 規程第 83 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 20 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
国際土壌環境論	2	環境と土壌学	2	両方の科目を履修していない場合のみ、いずれか 2 単位
		国際農業協力論	2	
作物学	2	作物学 I	2	
園芸作物学 I	2	園芸作物各論 I(果樹)	2	両方の科目を履修していない場合のみ、いずれか 2 単位
		園芸作物各論 II(野菜)	2	
園芸作物学 II	2	園芸作物各論 III(観賞植物)	2	両方の科目を履修していない場合のみ、いずれか 2 単位
		園芸作物取扱論	2	
植物・土壌微生物学	2	根圏土壌学	2	
遺伝子工学 II	2	細胞工学	2	
農業バイオテクノロジー利用学	2	作物増殖論	2	両方の科目を履修していない場合のみ、いずれか 2 単位
		植物組織培養論	2	
作物品種改良論	2	品種改良論	2	両方の科目を履修していない場合のみ、いずれか 2 単位
		植物遺伝資源論	2	
応用生物学実験 I	1	応用生物学実験	2	

応用生物学実験 II	1			
物理学概説 I	2	物理学概説	4	
物理学概説 II	2			

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
応用生物学の現状と展開	2	生物生産科学科選択科目 B 群
遺伝子工学 I	2	生物生産科学科選択科目 B 群

附 則(平 21 規程第 31 号)

- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日において平成 21 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 平成 21 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前の授業科目	単位数	履修方法等
食品化学	2	食品化学 I	2	
食品機能論	2	食品化学 II	2	
食品加工論	2	食品保蔵学	2	
食品生化学	2	食品生化学 I	2	
食品免疫学	2	食品生化学 II	2	
食品科学	2	畜産食品科学	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
植物根圏学	2	生物生産科学科選択科目 B 群
植物分子生理学	2	生物生産科学科選択科目 B 群
植物生理化学	2	生物生産科学科選択科目 B 群

附 則(平 21 規程第 35 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学者から適用する。

附 則(平 22 規程第 79 号)

- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日において平成 22 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 平成 22 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
作物学 I	2	作物学	2	
作物学 II	2	飼料作物学	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
特別講義 VI	1	農業環境工学科選択科目 B 群

附 則(平 23 規程第 22 号)

- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行の日において平成 23 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表 2 に掲げる授業科目は第 4 項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
農業と環境の科学(専門導入科目)	2	農業の環境の科学	2	
生物資源の科学(専門導入科目)	2	生物資源の科学	2	
農学部コア実習(専門導入科目)	2	農学部コア実習	2	
農業経済入門	2	経済数学	2	
現代農政学	2	農業経済分析入門 I	2	
計量経済学	2	農業経済分析入門 II	2	
農業経済学基礎演習 I	3	農業経済学演習 I	4	
農業経済学基礎演習 II	3			
農業経済学応用演習 I	3	農業経済学演習 II	4	
農業経済学応用演習 II	3			
マーケティング論	2	農業経営情報学分析 I	3	両方履修すると読替
応用ミクロ経済学	2			
農村調査実習	3	農村調査実習	2	
開発経済学	2	農業経済学特別講義 IV	2	
海外の農業 II(アメリカ)	2	農業経済学特別講義 V	2	
海外の農業 III(EU)	2	農業経済学特別講義 VI	2	
農協論・農業金融論	2	農業経済学特別講義 VII	2	
農業インターンシップ I	2	農業経営インターンシッ	2	

		プ I		
農業インターンシップ II		農業経営インターンシ ップ II	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
環境と社会	2	農業経済学科・選択科目
海外の農業 I(中国)	2	農業経済学科・選択科目

附 則(平 24 規程第 28 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 25 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行の日において平成 23 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
新入生セミナー	1	環境工学セミナー	1	

附 則(平 24 規程第 45 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 24 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。

- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
田園生態工学	2	地域生態学	2	
田園生態工学演習	2	地域生態学演習	2	

附 則(平 25 規程第 6 号)

- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日において平成 25 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 平成 25 年 4 月 1 日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
生物学(細胞)	2	生物学(細胞生物学)	2	
基礎生命科学	2	基礎生物化学	2	
動物生理学	2	動物生理学 I	2	
動物行動学	2	動物生理学 II	2	
動物機能形態学	2	動物形態学	2	
遺伝・育種学	2	動物遺伝学	2	両方未修得の場合のみいずれか 2 単位に読替
		植物遺伝学	2	
植物生産学概論	2	比較農学・作物栽培学	2	

園芸学	2	園芸学汎論	2	
フィールド研究論	2	国際土壌環境論	2	
園芸作物学	2	園芸作物学 I	2	両方未修得の場合のみいずれか2単位に読替
		園芸作物学 II	2	
土壌環境微生物学	2	植物・土壌微生物学	2	
農業生産環境学	2	栽培気象学	2	
生物資源科学特別講義 I	1	植物生産学特別講義 I	1	すべて未修得の場合のみいずれか1単位に読替
		動物生産学特別講義 I	1	
		応用生物学特別講義 I	1	
生物資源科学特別講義 II	1	植物生産学特別講義 II	1	すべて未修得の場合のみいずれか1単位に読替
		動物生産学特別講義 II	1	
		応用生物学特別講義 II	1	
生物化学(生体成分の化学)	2	栄養機能調節学 I	2	
栄養機能調節学	2	栄養機能調節学 II	2	
家畜生産学	2	家畜生産学概論	2	すべて未修得の場合のみいずれかに読替
		家畜飼養学 I	1	
		家畜飼養学 II	1	
動物繁殖学	2	生殖工学	2	両方未修得の場合のみいずれか2単位に読替
		動物繁殖学	2	
代謝学	2	動物代謝制御学	1	
植物病理学	2	植物病理学 I	2	
植物保護学	2	応用昆虫学	2	両方未修得の場合のみいずれか2単位に読替
		植生制御論	2	
農業微生物学	2	植物病理学 II	2	
昆虫生理・分子生物学	2	昆虫機能学	2	
雑草学	2	雑草生理生態学	2	
アグリバイオサイエンスの展望と課題 I	2	応用生物学の現状と展開	2	
遺伝子工学	2	遺伝子工学 I	2	
ゲノム解析論	2	遺伝子工学 II	2	

食と細胞の科学	2	細胞機能調節学	2	
生物有機化学	2	生物有機化学 I	2	
分子生理学	2	生物有機化学 II	2	
食品生化学(総論)	2	食品生化学	2	
食品生化学(各論)	2	食品科学	2	
植物分子生物学	2	植物生理化学	2	
食品衛生学	2	食品衛生化学	2	
基礎化学実験 I	2	生物科学実験	2	
応用生命化学実験 I	6	応用生物化学実験 I	4	両方修得した場合のみ両方に 読替
応用生命化学実験 II	3	応用生物化学実験 I I	5	
応用生命化学特別講義 I	2	応用生物化学特別 講義 I	1	
応用生命化学特別講義 II	2	応用生物化学特別 講義 II	1	
応用生命化学特別講義 III	2	応用生物化学特別 講義 III	1	
応用生命化学特別講義 IV	2	応用生物化学特別 講義 IV	1	
分析化学実験	1	分析化学実験	2	両方修得した場合のみいずれ か2単位に読替
分析化学(演習)	1	畜産化学実験	2	
分子生物学実験	1	植物生産学実験 IV	1	両方未修得の場合のみいずれ か1単位に読替
		生物工学実験	1	
アグリバイオサイエンス 実験 I	2	植物生産学実験 I	2	植物生産学コースの読替
		動物育種学実験	1	動物生産学コースの読替
		応用生物学実験 I	1	応用生物学コースの読替
		応用生物学実験 II	1	
アグリバイオサイエンス 実験 II	2	植物生産学実験 III	2	すべて未修得の場合のみいずれ か1科目に読替
		動物繁殖学実験	1	
		植物防疫学実験	2	
フィールド実習 III	2	植物生産学実験 II	2	
フィールド実習 I(植物分 野)	2	農業実習 I	2	
フィールド実習 II	2	農業実習 II	2	
特別演習	3	ゼミ(演習)	2	両方未修得の場合のみいずれ か2単位に読替
		応用生物学演習	2	
専門英語演習	2	専門英語演習(植物 生産学)	1	植物生産学コースの読替

		専門英語演習(動物生産学)	2	動物生産学コースの読替
		学術論文講読演習 I	1	応用生物学コースの読替
		学術論文講読演習 I I	1	
専門英語演習	1	専門英語演習(応用生物化学)	1	
フィールド実習 I(動物分野)	2	家畜生産学実習	2	
生物資源科学インターンシップ	2	生物生産インターンシップ	2	
応用生命化学インターンシップ	2	生物生産インターンシップ	2	
地学概論 I	2	地学概論	4	両方修得した場合のみ読替
地学概論 II	2			
応用力学	2	応用力学 I	2	
構造力学	2	応用力学 II	2	
土質工学	2	土質力学	2	
水文・水資源学	2	水文学	2	
灌漑排水工学	2	圃場水利学	2	
農村農地工学	2	農地工学	2	
熱工学	2	熱力学	2	
農産物流通工学	2	農産流通工学	2	
空間情報工学	2	リモートセンシング	2	
農業環境工学概論	2	生物生産システム工学	1	
環境評価システム論	2	環境アセスメント論	2	
基礎実験	1	基礎実験 I	1	
林産学実験	1	基礎実験 II	1	
森林バイオテクノロジー	2	樹木組織培養論	2	
樹木組織学実験	1	樹木組織学実験 I	1	

附 則(平 26 規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 26 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 3 平成26年4月1日以後に編入学，学士入学又は再入学した者については，当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち，別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は，同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後の授業科目	単位数	改正前の授業科目	単位数	履修方法等
森林立地環境学実習	1	森林立地環境学実験実習	1	

附 則(平27 規程第1号)

- 1 この規程は，平成27年1月6日から施行し，平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の日において平成25年3月31日以前から引き続き在学する者については，なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日以後に学士入学，編入学又は再入学した者については，当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち，別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は，同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
プロジェクト演習	2	地域環境マネジメント論	2	

附 則(平27 規程第12号)

- 1 この規程は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成27年3月31日以前から引き続き在学する者については，なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日以後に編入学，学士入学又は再入学した者については，当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 別表に掲げる授業科目は前項の規定を準用し，当該授業科目の履修により修得した単位は，修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表(附則第6項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
家畜生産学	2	農業経済学科・選択科目
International Political Economics	2	左欄の授業科目を履修した場合，生物資源科学科においては6単位を，農業環境工学科においては4単位を上限として，また，農業経済学科においては上限を定めず，選択科目の修得単位とすることができる。
Global Management	2	
Globalization and Society	2	
Risk Management	2	
Intercultural Education	2	
国際インターンシップ	2～4	
海外英語研修	2～4	

附 則(平 28 規程第 85 号)

- 1 この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 28 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については，なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日以後に学士入学，編入学又は再入学した者については，当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。

- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表2に掲げる授業科目は第4項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
民法概説	2	私法	2	

別表2(附則第6項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	学科課程表の区分
統計学基礎	2	農業経済学科・選択科目
公共経済学	2	
政治学概論	2	
経済政策論	2	
地方自治論	2	
地域食育論	2	
農村マネジメント	2	
農村起業論	2	
食文化論	2	

附 則(平28 規程第85号)

- 1 この規程は、平成28年3月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の日において平成25年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 別表に掲げる授業科目は第4項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	学科課程表の区分
特別講義 VII	1	農業環境工学科選択科目群
特別講義 VIII	1	農業環境工学科選択科目群

附 則(平 29 規程第 88 号)

- 1 この細則は、平成 29 年 2 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行の日において、平成 28 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日以後に学士入学、編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
経営戦略論	2	経営管理論	2	
アグリビジネス論	2	農業経営計画論	2	
会計学	2	複式簿記論	2	

附 則(平 29 規程第 88 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 29 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

- 6 別表2に掲げる授業科目は前項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
基礎化学 I	2	化学通論(前期)	2	
基礎化学 II	2	化学通論(後期)	2	
Global Management:Asia and Development	2	Global Management	2	

別表2(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	学科課程表の区分
International Political Economics	2	左欄の授業科目を履修した場合、応用生命化学科においては2単位を上限として、選択科目におけるグローバル関連科目の修得単位とすることができる。
Global Management:Asia and Development	2	
Globalization and Society	2	
Risk Management	2	
Intercultural Education	2	
国際インターンシップ	2～4	
海外英語研修	2～4	
国際キャリア教育	2	左欄の授業科目を履修した場合、生物資源科学科農業環境工学科の選択科目におけるグローバル関連科目の修得単位とすることができる。
International Career Seminar	2	

附 則(平成30年 規程93号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の日において平成 30 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表 1 の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表 2 に掲げる授業科目は前項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表 1(附則第 5 項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
植物の生命科学	2	植物分子生物学	2	

別表 2(附則第 6 項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	学科課程表の区分
生物資源科学科卒業論文	6	生物資源科学科・必修科目
応用生命化学科卒業論文	6	応用生命化学科・必修科目
農業環境工学科卒業論文	6	農業環境工学科・学科共通必修科目
農業経済学科卒業論文	6	農業経済学科・必修科目
森林科学科卒業論文	6	森林科学科・必修科目

附 則(平成 31 年 規程第 12 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において平成 31 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年 4 月 1 日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(令和 2 年 規程第 14 号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において令和2年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。
- 6 別表2に掲げる授業科目は前項の規定を準用し、当該授業科目の履修により修得した単位は、修得した者の入学年度の学科課程表により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
木材組織学実験	1	樹木組織学実験	1	

別表2(附則第6項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	学科課程表の区分
International Humanitarian Law in Theory and Practice	2	左欄の授業科目を履修した場合、生物資源科学科、応用生命化学科、農業環境工学科及び農業経済学科の選択科目におけるグローバル関連科目の修得単位とすることができる。

附 則(令和3年 規程第19号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において令和3年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。

- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
生物学Ⅰ	2	生物学(細胞)	2	
生物学Ⅱ	2	基礎分子生物学	2	
生物資源基礎化学実験	1	分析化学実験	1	

附 則(令和4年 規程第18号)

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日において令和4年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 令和4年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
国際農業経済・経営学	2	経営戦略論	2	

附 則(令和5年 規程第11号)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日において令和5年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、第9条第1項は除く。
- 令和5年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。

- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表1(授業科目対応表 (附則第5項関係))

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
農業キャリア教育Ⅰ	2	農業インターンシップⅠ	2	
農業キャリア教育Ⅱ	2	農業インターンシップⅡ	2	
農業キャリア教育Ⅲ	2	農業インターンシップⅢ	2	
造林学	2	育林学	2	
造林学実習	1	育林学実習	1	

附 則(令和6年 規程第19号)

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日において令和6年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 令和6年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表1(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
食育概論	2	地域食育論	2	
Global Political Economy	2	International PoliticalEconomics	2	

附 則(令和7年 規程第45号)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日において、令和7年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 令和7年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
土壌環境・肥料科学	2	基礎土壌学	2	
会計学概論	2	会計学	2	

附 則(令和8年 規程第49号)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、令和8年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表1の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

改正後授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
植物ウイルス学の最前線	2	植物ウイルス学	2	
脊椎動物の形態と進化	2	動物機能形態学	2	
農学データサイエンス応用	2	生物統計学	2	
生体分子の有機化学	2	有機化学Ⅱ	2	
環境システム科学概論	2	農業環境工学概論	2	
環境科学プロジェクト演習	2	プロジェクト演習	2	
エコロジカル社会経済学入門	2	経済学概論	2	
循環経済と社会	2	農業経済学特別講義Ⅰ	2	
エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅰ	2	農業経済学基礎演習Ⅰ	2	

エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅱ	2	農業経済学基礎演習Ⅱ	2	
国際アグロエコロジー	2	農業経済学特別講義Ⅲ	2	
財政学（農学）	2	財政学	2	
ソーシャルビジネス論	2	農業経済学特別講義Ⅱ	2	
農業史	2	農業法律	2	

別表1(第2条の2第1項第二号関係)

農学部履修表

[別紙参照]

別表2(第4条第1項関係)

学科課程表

[別紙参照]

別表3(第4条第4項関係)

教職課程履修表

[別紙参照]

別表1 (第2条の2第1項第二号関係)
農学部履修表

科目区分		授業科目名	必修	選択	卒業に必要な単位数	
基盤教育科目	初期導入科目	新入生セミナー	2	/	29	
	リテラシー科目 (※1)	スポーツと健康	2			
		データサイエンス入門	2			
		SDGs入門	1			
		Integrated English IA	2			
		Integrated English IB	1			
		Integrated English IIA	2			
		Integrated English IIB	1			
		Advanced English I (異なる分野から2科目)	1 1			
		Advanced English II				
		Advanced English III				
		Honors English				
		Honors Seminar				
		Language Study Abroad				
	教養科目	基盤教養科目		2		ただし留学生は2(※3)(※4) 基盤教養科目・高度教養科目を除き5
		リベラルアーツ科目	人文科学系科目	2		
			社会科学系科目	2		
			自然科学系科目	2		
			初修外国語系科目			
			総合系科目			
基盤キャリア教育系科目						
高度教養科目		1				
留学生日本語科目 (※2)	アカデミック・ジャパニーズ	1				
	日本語アカデミック・リーディング I	1				
	日本語アカデミック・ライティング	1				
専門教育科目	(各学科の説明を参照)				95	
計					124	

※1 入学時のTOEIC IPテストのスコアが750点以上の者は、Integrated English IA, IB, IIA, IIBの4科目(合計6単位)に代えて、次の5科目(合計6単位)を履修する。

- ・「Advanced English I」のいずれか2科目
- ・「Honors English I」
- ・「Honors English II」
- ・「Honors Seminar」

※2 留学生日本語科目は1年次から在籍する外国人留学生だけが履修できる。外国人留学生は他の必修科目に加えてアカデミック・ジャパニーズ、日本語アカデミック・リーディング I 及び日本語アカデミック・ライティングを必修とする。

※3 外国人留学生の選択科目の修得単位数は、留学生日本語科目の必修3単位分を減じた2単位とする。

※4 互換授業科目の修得単位を基盤教育科目の選択科目の単位に含めることができる。

農学部履修規程別表2（第4条第1項関係）
学科課程表

フロンティア食品科学科の専門教育科目の履修方法

（1）卒業単位のうち専門教育科目95単位以上の内訳

学部共通専門科目		
必修科目		16単位
学科専門科目		
必修科目		48単位
学部共通専門科目		
選択科目（研究への扉から2単位以上含む）※①	}	31単位以上
学科専門科目		
選択科目A群（6単位以上含む）※②		
選択科目B群		
合 計		95単位以上

選択科目31単位以上のうち

※① 学部共通専門科目の選択科目 研究への扉にある科目より2単位以上

※② 学科専門科目の選択科目A群の科目より6単位以上
を含める。

フロンティア食品科学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	理科免許関連科目	農業免許関連科目	備考		
学部共通専門科目	必修科目	未来農学	2	講義	15	1年前期		○		
		フィールド実践演習Ⅰ	2	演習	演習30 実習30	1年前期		○		
		食農科学	2	講義	15	1年後期		○		
		農学データサイエンス基礎	2	講義	15	1年後期		○		
		フィールド実践演習Ⅱ	2	演習	演習15 実習30	2年前期				
		農学データサイエンス応用	2	講義	15	2年前期				
		食農マネジメント論	2	講義	15	2年後期		○		
		農学キャリアデザイン	1	講義	15	3年後期				
		農学の倫理	1	講義	15	3年後期		○		
	選択科目	研究への扉(2単位以上修得)	生物学基礎	2	講義	15	1年前期	○		この区分から2単位以上を修得すること
			化学基礎	2	講義	15	1年前期	○		
			物理学基礎	2	講義	15	1年前期	○		
			地学基礎	2	講義	15	2年通年	○		
			生物学実験基礎	1	実験	30	2年通年			
			農学データサイエンス実践	2	講義	15	2年後期			
			野生動物被害管理学	2	講義	15	2年後期			
			植物生態学	2	講義	15	2年前期			
			雑草科学の新展開	2	講義	15	2年後期			
			農学インターンシップ	2	実習	45	3年通年			
			グローバル関連科目	環境と食品の機器分析	1	講義	15	2年後期		
		食と環境を守る植物科学		1	講義	15	2年後期			
		生命情報科学基礎とデータ解析への扉		1	講義	15	3年前期			
		AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉		1	講義	15	3年前期			
		現代の分子農学		1	講義	15	3年前期			
		細胞とオルガネラの分子生物学		1	講義	15	3年前期			
		現代の進化生物学		1	講義	15	3年前期			
		フードジオグラフィー		2	講義	15	3年前期			
		Global Political Economy		2	講義	15	1~4年通年			
		Global Management:Asia and Development		2	講義	15	1~4年通年			
		Globalization and Society		2	講義	15	1~4年通年			
		Risk Management		2	講義	15	1~4年通年			
		International Career Seminar		2	講義	15	1~4年通年			
		国際キャリア教育	2	講義	15	1~4年通年				
国際インターンシップ	2~4	実習	45	3~4年通年						
海外英語研修	4	演習	15	1~4年通年						
学科専門科目	必修科目	細胞生物学	2	講義	15	1年後期	○			
		生体成分の化学	2	講義	15	1年後期	○			
		化学実験基礎	3	実験	30	1年後期	○			
		食品学	2	講義	15	2年前期		○		
		代謝生化学	2	講義	15	2年前期	○			
		微生物学	2	講義	15	2年前期		○		
		フューチャーフードサイエンス	2	講義	15	2年前期				
		食の安全学	2	講義	15	2年前期		○		
		色・味・香りの化学	2	講義	15	2年後期		○		
		食品加工・貯蔵の科学	2	講義	15	2年後期		○		
		バイオリファイナリー	2	講義	15	2年後期	○			

フロンティア食品科学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	理科免許関連科目	農業免許関連科目	備考	
学科専門科目	必修科目	ファインケミカルズ-有機化学-	2	講義	15	2年後期	○		
		食品加工実習	3	実習	30	2年後期			
		健康栄養学	2	講義	15	2年後期		○	
		フロンティア食品科学実験	6	実験	30	3年前期	○		
		インダストリーと微生物	2	講義	15	3年前期			
		菌類が開く食の未来	2	講義	15	3年前期		○	
		フロンティア食品科学特別演習	2	演習	15	3年後期			
		フロンティア食品科学科卒業論文	6	演習	-	4年通年			
	選択科目A群 (6単位以上修得)	分子栄養学	2	講義	15	3年前期			
		生体分子の有機化学	2	講義	15	3年前期			
		食品機能の科学	2	講義	15	3年前期		○	
		食と免疫	2	講義	15	3年後期	○		
		食と細胞の科学	2	講義	15	3年後期	○		
		食品科学と社会的インパクト	2	講義	15	3年後期			
		食品加工と微生物	2	講義	15	3年後期	○		
		食品機能性開発と酵素	2	講義	15	3年通年			
	選択科目B群 (他学科の科目)	生物生産イノベーション科学の科目	分子生物学	2	講義	15	2年前期		
			植物遺伝育種学	2	講義	15	4年前期		
			植物生理学	2	講義	15	4年前期		
			動物生理学	2	講義	15	4年前期		
			動物遺伝育種学	2	講義	15	3年後期		
			土壌環境科学	2	講義	15	4年前期		
			雑草学	2	講義	15	2年前期		
			植物病理学	2	講義	15	4年後期		
			応用昆虫学	2	講義	15	4年後期		
			植物ウイルス学の最前線	2	講義	15	4年前期		
		エシカル畜産学	2	講義	15	4年前期			
環境システムの科目		日光・森林フィールド実習	1	実習	45	2~4年通年			
エコノミカル社会経済学の科目		ポリティカル・エコロジー	2	講義	15	4年前期			
	環境共生経済学	2	講義	15	2年後期				
	循環経済と社会	2	講義	15	4年後期				
	フードシステム論	2	講義	15	3年後期				
	食農原論	2	講義	15	3年後期				

凡例

【高一種免(理科)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目

【高一種免(農業)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目



農学部履修規程別表2（第4条第1項関係）
学科課程表

生物生産イノベーション科学科の専門教育科目の履修方法

（1）卒業単位のうち専門教育科目95単位以上の内訳

学部共通専門科目		
必修科目		16単位
学科専門科目		
必修科目		57単位
学部共通専門科目		
選択科目（研究への扉から2単位以上含む）※①	}	22単位以上
学科専門科目		
選択科目A群（10単位以上含む）※②		
選択科目B群		
合 計		95単位以上

選択科目22単位以上のうち

※① 学部共通専門科目の選択科目 研究への扉にある科目より2単位以上

※② 学科専門科目の選択科目A群の科目より10単位以上
を含める。

生物生産イノベーション科学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	理科免許 関連科目	農業免許 関連科目	備考		
学部共通専門科目	必修科目	未来農学	2	講義	15	1年前期		○		
		フィールド実践演習Ⅰ	2	演習	演習30 実習30	1年前期		○		
		食農科学	2	講義	15	1年後期		○		
		農学データサイエンス基礎	2	講義	15	1年後期		○		
		フィールド実践演習Ⅱ	2	演習	演習15 実習30	2年前期				
		農学データサイエンス応用	2	講義	15	2年前期				
		食農マネジメント論	2	講義	15	2年後期		○		
		農学キャリアデザイン	1	講義	15	3年後期				
		農学の倫理	1	講義	15	3年後期		○		
	選択科目	研究への扉 (2単位以上修得)	生物学基礎	2	講義	15	1年前期	○		この区分から 2単位以上を 修得すること
			化学基礎	2	講義	15	1年前期	○		
			物理学基礎	2	講義	15	1年前期	○		
			地学基礎	2	講義	15	2年通年	○		
			生物学実験基礎	1	実験	30	2年通年	○		
			農学データサイエンス実践	2	講義	15	2年後期			
			野生動物被害管理学	2	講義	15	2年後期			
			植物生態学	2	講義	15	2年前期			
			雑草科学の新展開	2	講義	15	2年後期			
			農学インターンシップ	2	実習	45	3年通年			
		グローバル 関連科目	Global Political Economy	2	講義	15	1～4年通年			
			Global Management:Asia and Development	2	講義	15	1～4年通年			
			Globalization and Society	2	講義	15	1～4年通年			
			Risk Management	2	講義	15	1～4年通年			
			Intercultural Education	2	講義	15	1～4年通年			
			International Humanitarian Law in Theory and Practice	2	講義	15	1～4年通年			
			International Career Seminar	2	講義	15	1～4年通年			
			国際キャリア教育	2	講義	15	1～4年通年			
			国際インターンシップ	2～4	実習	45	3～4年通年			
			海外英語研修	4	演習	15	1～4年通年			
	学科専門科目	必修科目	生物学概論	2	講義	15	1年前期	○		
			植物生産の基礎	2	講義	15	1年後期		○	
			動物生産の基礎	2	講義	15	1年後期		○	
植物保護学			2	講義	15	1年後期		○		
生物生産フィールド実習			1	実習	45	1年後期		○		
分子生物学			2	講義	15	2年前期	○			
遺伝子工学基礎			2	講義	15	2年後期	○			
生物生産 応用科		生物・化学実験	2	実験	45	2年前期				
		分子生物学実験	2	実験	30	2年後期				
		生物生産イノベーションの実践と課題	2	講義	15	3年前期				
		生命科学実験Ⅰ	2	実験	45	3年前期	○			

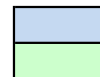
生物生産イノベーション科学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	理科免許 関連科目	農業免許 関連科目	備考
	生命科学実験Ⅱ	2	実験	45	3年前期	○		
応用科目	生物生産イノベーション演習	2	演習	15	3年後期			
	生物生産イノベーション科学科卒業論文	6	演習	—	4年通年			
必修科目	植物生産科目	植物遺伝育種学	2	講義	15	2年前期	○	
	園芸学	2	講義	15	2年後期		○	
	植物生理学	2	講義	15	2年前期	○		
	作物学	2	講義	15	3年前期		○	
	動物生産科目	動物生理学	2	講義	15	2年前期	○	
	家畜飼養学	2	講義	15	2年前期		○	
	動物遺伝育種学	2	講義	15	2年後期			
	動物繁殖学	2	講義	15	2年後期		○	
	生産環境科目	土壌環境科学	2	講義	15	2年前期	○	
	微生物学	2	講義	15	2年前期			
	雑草学	2	講義	15	2年前期			
	植物病理学	2	講義	15	2年後期		○	
	応用昆虫学	2	講義	15	2年後期			
学科専門科目 選択科目A群 (10単位以上修得)	生物生産イノベーションイノベーション科目	植物ウイルス学の最前線	2	講義	15	3年前期		この区分から 10単位以上を 修得すること
	種苗ビジネスと技術革新	2	講義	15	3年前期			
	脊椎動物の形態と進化	2	講義	15	3年前期			
	動物行動学	2	講義	15	3年前期	○		
	遺伝子機能解析学	2	講義	15	3年前期	○		
	昆虫の生命科学	2	講義	15	3年前期	○		
	植物分子栄養学	2	講義	15	3年前期			
	エシカル畜産学	2	講義	15	3年前期			
学科専門科目 選択科目B群 (他学部・他学科の科目)	フロンティア食品 科学科の科目	食品学	2	講義	15	2~4年前期		
	食品機能の科学	2	講義	15	3~4年前期			
	環境システム 科学科の科目	気候変動へのレジリエンス	2	講義	15	2~4年後期		
	スマート農林業の実践と課題	2	講義	15	3~4年前期			
	圃場機械学	2	講義	15	2~4年後期			
	日光・森林フィールド実習	1	実習	45	2~4年通年			
	エコノミカル社会 経済学科の科目	フードシステム論	2	講義	15	2~4年後期		
	農業経営学	2	講義	15	2~4年前期			
	食と農と地域の社会学	2	講義	15	3~4年前期			
	経営学部 の科目	マーケティング論	2	講義	15	2~4年前期		

凡例

【高一種免(理科)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目

【高一種免(農業)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目



農学部履修規程別表2（第4条第1項関係）
学科課程表

環境システム科学科の専門教育科目の履修方法

（1）卒業単位のうち専門教育科目95単位以上の内訳

学部共通専門科目	
必修科目	22単位
学科専門科目	
必修科目	40単位
学部共通専門科目	
選択科目（研究への扉から2単位以上含む）※①	} 33単位以上
学科専門科目 ※②	
選択科目A群	
選択科目B群	
選択科目C群	
合 計	95単位以上

選択科目33単位以上のうち

※① 学部共通専門科目の選択科目 研究への扉にある科目より2単位以上

※② 農業環境工学プログラムは選択科目A群の科目14単位、

森林科学プログラムは選択科目B群の科目16単位

を含める。

環境システム科学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	理科免許 関連科目	農業免許 関連科目	備考		
学部共通専門科目	必修科目	未来農学	2	講義	15	1年前期		○		
		フィールド実践演習Ⅰ	2	演習	演習30 実習30	1年前期		○		
		物理学基礎	2	講義	15	1年前期	○			
		食農科学	2	講義	15	1年後期		○		
		農学データサイエンス基礎	2	講義	15	1年後期		○		
		フィールド実践演習Ⅱ	2	演習	演習15 実習30	2年前期				
		農学データサイエンス応用	2	講義	15	2年前期				
		植物生態学	2	講義	15	2年前期	○			
		食農マネジメント論	2	講義	15	2年後期		○		
		野生動物被害管理学	2	講義	15	2年後期	○			
		農学キャリアデザイン	1	講義	15	3年後期				
		農学の倫理	1	講義	15	3年後期		○		
	選択科目	研究への扉 (2単位以上修得)	生物学基礎	2	講義	15	1年前期	○		この区分から 2単位以上を 修得すること
			化学基礎	2	講義	15	1年前期	○		
			地学基礎	2	講義	15	2年通年	○		
			生物学実験基礎	1	実験	30	2年通年	○		
			農学データサイエンス実践	2	講義	15	2年後期			
			雑草科学の新展開	2	講義	15	2年後期			
			農学インターンシップ	2	実習	45	3年通年			
			環境と食品の機器分析	1	講義	15	2年後期			
		食と環境を守る植物科学	1	講義	15	2年後期				
		生命情報科学基礎とデータ解析への扉	1	講義	15	3年前期				
		AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉	1	講義	15	3年前期				
		現代の分子農学	1	講義	15	3年前期				
		細胞とオルガネラの分子生物学	1	講義	15	3年前期				
		現代の進化生物学	1	講義	15	3年前期				
		フードジオグラフィ	2	講義	15	3年前期				
		グローバル 関連科目	Global Political Economy	2	講義	15	1~4年通年			
			Global Management:Asia and Development	2	講義	15	1~4年通年			
			Globalization and Society	2	講義	15	1~4年通年			
			Risk Management	2	講義	15	1~4年通年			
	Intercultural Education		2	講義	15	1~4年通年				
	International Humanitarian Law in Theory and Practice		2	講義	15	1~4年通年				
International Career Seminar	2		講義	15	1~4年通年					
国際キャリア教育	2		講義	15	1~4年通年					
国際インターンシップ	2~4		実習	45	3~4年通年					
海外英語研修	4		演習	15	1~4年通年					
学科専門科目	必修科目		応用数学	2	講義	15	1年後期		○	
		環境システム科学概論	2	講義	15	1年後期				
		植物生産環境学	2	講義	15	2年前期	○			
		動物生産環境学	2	講義	15	2年前期	○			
		田園生態学	2	講義	15	1年後期	○			
		測量・環境計測学	2	講義	15	2年前期		○		
		流域水文学	2	講義	15	2年後期	○			
		バイオマス利用管理学	2	講義	15	2年後期		○		
		気候変動へのレジリエンス	2	講義	15	2年後期	○			
		測量・環境計測実習	2	実習	45	2年通年		○		
		治山砂防学	2	講義	15	3年前期	○			
	必修科目	農地環境学	2	講義	15	3年前期		○		
		デジタル製図	2	講義	15	3年前期				
		スマート農林業の実践と課題	2	講義	15	3年前期				
	環境解析法	2	講義	15	3年後期					

環境システム科学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	理科免許 関連科目	農業免許 関連科目	備考
目	空間情報工学	2	講義	15	3年後期		○	
	環境科学プロジェクト演習	2	演習	15	3年後期			
	環境システム科学科卒業論文	6	演習	—	4年通年			
選択科目A群 ※農業環境工学 プログラムは必修	構造力学	2	講義	15	2年後期	○		
	流体力学・水理学	2	講義	15	2年後期	○		
	圃場機械学	2	講義	15	2年後期		○	
	土壌物理学・土質力学	2	講義	15	3年前期	○		
	水利環境工学	2	講義	15	3年前期		○	
	農業環境工学演習	2	実習	30	3年後期			
	環境工学実験	2	実験	30	3年通年			
	樹木・造林学	2	講義	15	2年後期		○	
選択科目B群 ※森林科学プログラムは必修	森林機械学	2	講義	15	2年後期			
	林産学	2	講義	15	3年前期			
	森林計画学	2	講義	15	3年前期		○	
	森林土力学	2	講義	15	3年前期			
	森林科学実習Ⅰ(生態)	1	実習	45	3年前期			
	森林科学実験	1	実験	45	3年後期	○		
	森林政策学	2	講義	15	3年後期			
	森林科学実習Ⅱ(工学)	1	実習	45	3年後期			
	森林科学実習Ⅲ(社会)	1	実習	45	3年後期			
	日光・森林フィールド実習	1	実習	45	2~4年通年			
選択科目C群 他学科の科目	公開森林実習	1	実習	45	2~4年通年			
	食品加工・貯蔵の科学	2	講義	15	3~4年後期			
科学科の科目	バイオリファイナリー	2	講義	15	3~4年後期			
	植物生産の基礎	2	講義	15	1年後期			
生物生産イノベーション 科学科の科目	動物生産の基礎	2	講義	15	1年後期			
	植物保護学	2	講義	15	3~4年後期			
	植物生理学	2	講義	15	4年前期			
	家畜飼養学	2	講義	15	4年前期			
	土壌環境科学	2	講義	15	4年前期			
	雑草学	2	講義	15	3年前期			
	応用昆虫学	2	講義	15	3~4年後期			
	エシカル畜産学	2	講義	15	4年前期			
	環境共生経済学	2	講義	15	4年後期			
	循環経済と社会	2	講義	15	4年後期			
エロロジカル 社会経済学 科の科目	農業経営学	2	講義	15	4年前期			
	林産物産業論	2	講義	15	3~4年後期			
	農業経済学	2	講義	15	3~4年後期			
	人と森林の千年史	2	講義	15	4年後期			
	農村の安全と安心の科学	2	講義	15	4年前期			
	里山と奥山の経済学	2	講義	15	4年前期			

凡例

【高一種免(理科)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目

【高一種免(農業)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目



農学部履修規程別表2（第4条第1項関係）
学科課程表

エコロジカル社会経済学科の専門教育科目の履修方法

（1）卒業単位のうち専門教育科目95単位以上の内訳

学部共通専門科目	
必修科目	16単位
学科専門科目	
必修科目	52単位
学部共通専門科目	
選択科目（研究への扉から2単位以上含む）※①	} 27単位以上
学科専門科目	
選択科目A群（8単位以上含む）※②	
選択科目B群	
合 計	95単位以上

選択科目27単位以上のうち

※① 学部共通専門科目の選択科目 研究への扉にある科目より2単位以上

※② 学科専門科目の選択科目A群の科目より8単位以上
を含める。

エコロジカル社会経済学科専門教育科目一覧表

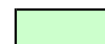
科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	農業免許関連科目	備考		
学部共通専門科目	必修科目	未来農学	2	講義	15	1年前期	○		
		フィールド実践演習Ⅰ	2	演習	演習30 実習30	1年前期	○		
		食農科学	2	講義	15	1年後期	○		
		農学データサイエンス基礎	2	講義	15	1年後期	○		
		フィールド実践演習Ⅱ	2	演習	演習15 実習30	2年前期			
		農学データサイエンス応用	2	講義	15	2年前期			
		食農マネジメント論	2	講義	15	2年後期	○		
		農学キャリアデザイン	1	講義	15	3年後期			
		農学の倫理	1	講義	15	3年後期	○		
	選択科目	研究への扉（2単位以上修得）	生物学基礎	2	講義	15	1年前期		この区分から 2単位以上を 修得すること
			化学基礎	2	講義	15	1年前期		
			物理学基礎	2	講義	15	1年前期		
			地学基礎	2	講義	15	2年通年		
			生物学実験基礎	1	実験	30	2年通年		
			農学データサイエンス実践	2	講義	15	2年後期		
			野生動物被害管理学	2	講義	15	2年後期		
			植物生態学	2	講義	15	2年前期		
			雑草科学の新展開	2	講義	15	2年後期		
			農学インターンシップ	2	実習	45	3年通年		
		グローバル関連科目	環境と食品の機器分析	1	講義	15	2年後期		この区分から 2単位以上を 修得すること
			食と環境を守る植物科学	1	講義	15	2年後期		
			生命情報科学基礎とデータ解析への扉	1	講義	15	3年前期		
			AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉	1	講義	15	3年前期		
			現代の分子農学	1	講義	15	3年前期		
			細胞とオルガネラの分子生物学	1	講義	15	3年前期		
			現代の進化生物学	1	講義	15	3年前期		
			フードジオグラフィー	2	講義	15	3年前期		
			Global Political Economy	2	講義	15	1～4年通年		
			Global Management:Asia and Development	2	講義	15	1～4年通年		
		学科専門科目	必修科目	エコロジカル社会経済学入門	2	講義	15	1年前期	
	ポリティカル・エコロジー			2	講義	15	1年前期		
	環境共生経済学			2	講義	15	1年後期		
	循環経済と社会			2	講義	15	1年後期		
フードシステム論	2			講義	15	1年後期	○		
農業経営学	2			講義	15	2年前期			
林産物産業論	2			講義	15	2年後期	○		
食農原論	2			講義	15	2年後期	○		
農業経済学	2			講義	15	2年後期	○		
人と森林の千年史	2			講義	15	2年後期	○		
農村の安全と安心の科学	2			講義	15	2年前期	○		
国際農業経済・経営学	2	講義	15	2年後期					

エコロジカル社会経済学科専門教育科目一覧表

科目区分	授業科目	単位	授業方法	1単位時間数	標準履修年次	農業免許関連科目	備考
必修科目	農村計画論	2	講義	15	2年後期		
	食と農と地域の社会学	2	講義	15	3年前期	○	
	農政学	2	講義	15	3年前期	○	
	社会科学フィールド実践演習	1	演習	30	1年後期		
	エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅰ	3	演習	15	2年前期		
	エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅱ	3	演習	15	2年後期		
	エコロジカル社会経済学応用演習Ⅰ	3	演習	15	3年前期		
	エコロジカル社会経済学応用演習Ⅱ	3	演習	15	3年前期		
	エコロジカル社会経済学分析演習	3	演習	15	3年後期		
	エコロジカル社会経済学科卒業論文	6	演習	-	4年通年		
(8単位以上修得) 選択科目A群	財政学(農学)	2	講義	15	2~3年前期		この区分から 8単位以上を 修得すること
	農業史	2	講義	15	2~3年前期		
	海外の農業(EU)	2	講義	15	2~3年前期		
	海外の農業(中国)	2	講義	15	2~3年前期		
	国際アグロエコロジー	2	講義	15	2年後期		
	計量経済学	2	講義	15	3年前期		
	里山と奥山の経済学	2	講義	15	3年前期		
	ソーシャルビジネス論	2	講義	15	3年前期		
	農業キャリア教育	2	演習	30	2~3年通年		
学科専門科目 選択科目B群(他学部・他学科の科目)	フロンティア食品 科学科の科目	フューチャーフードサイエンス	2	講義	15	4年前期	
		食品加工・貯蔵の科学	2	講義	15	4年後期	
		バイオリファイナリー	2	講義	15	3年後期	
	生物生産イノベーション 科学科の科目	園芸学	2	講義	15	2年後期	
		作物学	2	講義	15	3年前期	
		土壌環境科学	2	講義	15	4年前期	
		植物病理学	2	講義	15	4年後期	
		エシカル畜産学	2	講義	15	3年前期	
	環境システム科学科の科目	気候変動へのレジリエンス	2	講義	15	3年後期	
		治山砂防学	2	講義	15	3年前期	
		スマート農林業の実践と課題	2	講義	15	3年前期	
		樹木・造林学	2	講義	15	2年後期	
		林産学	2	講義	15	3年後期	
		森林機械学	2	講義	15	3年後期	
		森林計画学	2	講義	15	3年前期	
		森林政策学	2	講義	15	3年後期	
	日光・森林フィールド実習	1	実習	45	2~4年通年		
	データサイエンス 経営学部の科目	ミクロ経済学	2	講義	15	1年後期	
		マクロ経済学	2	講義	15	2年前期	
		マーケティング論	2	講義	15	3年前期	
		経営学概論	2	講義	15	3年後期	
		経営組織論	2	講義	15	3年後期	
	地域デザイン 科学部の科目	政治学概論	2	講義	15	3年後期	
		地域資源論	2	講義	15	3年後期	
		食育概論	2	講義	15	4年前期	
		食文化論	2	講義	15	3年後期	
	国際学部 の科目	多文化共生基礎G(国際経済論)	2	講義	15	2年前期	
		途上国経済発展論	2	講義	15	2年後期	

凡例

【高一種免(農業)】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目



別表3 (第4条第4項関係)

① 高一種免(理科), 高一種免(農業)の免許を取得する場合の「教育の基礎的理解に関する科目等」

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		本学部で定める免許所要単位
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位	科目名	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論(中・高)	2	2
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門(中・高)	2	2
	・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営(中・高)	2	} 2
	・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育社会学(中・高)	2	
	・特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解		教育心理学(中・高)	2	2
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育基礎論	1	1
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	・総合的な探究の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	1
	・特別活動の指導法		特別活動論(中・高)	1	1
	・教育の方法及び技術		教育の方法・技術(中・高)	1	1
	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導(中・高)	1	1
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICTを活用した教育の理論と実践	1	1
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(中・高)	2	2
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導(中・高)	1	1
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導	1	1
			高等学校教育実習	2	2
	教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2	2
計		23		25	23

備考

- 別表3①～⑧に示されている単位のほかに, 日本国憲法2単位, 体育2単位, 外国語コミュニケーション2単位, 数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位が必要であり, 基盤教育科目「日本国憲法」2単位, 「スポーツと健康」2単位, 「Integrated English IA」又は「Advanced English I」の2単位及び「データサイエンス入門」2単位を修得しなければならない。
- 教科及び教科の指導法に関する科目は, 別表3②～⑧に示す。

② 高一種免（理科）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

フロンティア食品科学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	●物理学基礎	2	2
	化学	●化学基礎 生体成分の化学 ファインケミカルズ-有機化学-	2 2 2	6
	生物学	●生物学基礎 細胞生物学 代謝生化学 バイオリファイナリー 食と免疫 食と細胞の科学 食品加工と微生物	2 2 2 2 2 2 2	14
	地学	●地学基礎	2	2
	「物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験」	●化学実験基礎 フロンティア食品科学実験	3 6	9
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ	2 2	4
				37

備 考

(1) フロンティア食品科学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、教科に関する専門的事項 33 単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）4 単位の計 37 単位を修得すること。

(2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。

③ 高一種免（理科）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

生物生産イノベーション科学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	●物理学基礎	2	2
	化学	●化学基礎	2	2
	生物学	●生物学基礎 ●生物学概論 分子生物学 遺伝子工学基礎 植物遺伝育種学 植物生理学 動物生理学 遺伝子機能解析学 昆虫の生命科学 動物行動学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	20
	地学	●地学基礎 土壌環境科学	2 2	4
	「物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験」	●生物学実験基礎 生命科学実験Ⅰ 生命科学実験Ⅱ	1 2 2	5
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ	2 2	4
				37

備 考

(1) 生物生産イノベーション科学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、教科に関する専門的事項 33 単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）4 単位の計 37 単位を修得すること。

(2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。

④ 高一種免（理科）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

環境システム科学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	●物理学基礎 構造力学 流体力学・水理学 土壌物理学・土質力学	2 2 2 2	8
	化学	●化学基礎	2	2
	生物学	●生物学基礎 植物生態学 植物生産環境学 動物生産環境学 田園生態学 野生動物被害管理学	2 2 2 2 2 2	12
	地学	●地学基礎 流域水文学 治山砂防学 気候変動へのレジリエンス	2 2 2 2	8
	「物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験」	●生物学実験基礎 森林科学実験	1 1	1
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ	2 2	4
				35

備 考

(1) 環境システム科学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、教科に関する専門的事項 31 単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）4 単位の計 35 単位を修得すること。

(2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。

⑤ 高一種免（農業）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

フロンティア食品科学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	農業の関係科目	●未来農学	2	28
		●食農科学	2	
		食農マネジメント論	2	
		農学の倫理	1	
高度教養セミナー		1		
農学データサイエンス基礎		2		
フィールド実践演習Ⅰ		2		
食品学		2		
微生物学		2		
食の安全学		2		
色・味・香りの化学		2		
健康栄養学		2		
菌類が開く食の未来		2		
食品加工・貯蔵の科学	2			
食品機能の科学	2			
	職業指導	●職業指導概論Ⅰ	2	4
		●職業指導概論Ⅱ	2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	農業科教育法Ⅰ	2	4
		農業科教育法Ⅱ	2	
				36

備 考

(1) フロンティア食品科学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、農業の関係科目 28 単位、職業指導 4 単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）4 単位の計 36 単位を修得すること。

(2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。

⑥ 高一種免（農業）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

生物生産イノベーション科学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	農業の関係科目	<ul style="list-style-type: none"> ●未来農学 ●食農科学 食農マネジメント論 農学の倫理 高度教養セミナー 農学データサイエンス基礎 フィールド実践演習Ⅰ 植物生産の基礎 動物生産の基礎 植物保護学 生物生産フィールド実習 作物学 園芸学 家畜飼養学 植物病理学 動物繁殖学 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 	28
	職業指導	<ul style="list-style-type: none"> ●職業指導概論Ⅰ ●職業指導概論Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 	4
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 農業科教育法Ⅰ 農業科教育法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 	4
				36

備 考

(1) 生物生産イノベーション科学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、農業の関係科目 28 単位以上、職業指導 4 単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）4 単位の計 36 単位を修得すること。

(2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。

⑦ 高一種免（農業）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

環境システム科学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	農業の関係科目	<ul style="list-style-type: none"> ●未来農学 ●食農科学 食農マネジメント論 農学の倫理 高度教養セミナー 農学データサイエンス基礎 フィールド実践演習Ⅰ 測量・環境計測学 バイオマス利用管理学 測量・環境計測実習 農地環境学 応用数学 空間情報工学 圃場機械学 水利環境工学 樹木・造林学 森林計画学 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2※ 2※ 2※ 2※ 	28
	職業指導	<ul style="list-style-type: none"> ●職業指導概論Ⅰ ●職業指導概論Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 	4
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 農業科教育法Ⅰ 農業科教育法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 	4
				36

備 考

(1) 環境システム科学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、農業の関係科目 28 単位以上、職業指導 4 単位、各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 4 単位の計 36 単位を修得すること。なお、※の 4 科目は、いずれか 2 科目を修得すること。

(2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。

⑧ 高一種免（農業）の免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」

エコロジカル社会経済学科

施行規則に定める科目区分等		開設授業科目		最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	農業の関係科目	<ul style="list-style-type: none"> ●未来農学 ●食農科学 食農マネジメント論 農学の倫理 高度教養セミナー 農学データサイエンス基礎 フィールド実践演習 I 食農原論 林産物産業論 農業経済学 人と森林の千年史 農村の安全と安心の科学 フードシステム論 食と農と地域の社会学 農政学 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 	28
	職業指導	<ul style="list-style-type: none"> ●職業指導概論 I ●職業指導概論 II 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 	4
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 農業科教育法 I 農業科教育法 II 	<ul style="list-style-type: none"> 2 2 	4
				36

備考

- (1) エコロジカル社会経済学科の学生は、この表に掲げた授業科目から、農業の関係科目 28 単位、職業指導 4 単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）4 単位の計 36 単位を修得すること。
- (2) ●は一般的包括的内容を含む科目を指す。必ず履修すること。